うきは市告示第８号

平成29年第１回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成29年２月22日

うきは市長　髙木　典雄

記

１　期　日　　平成29年３月３日（金）午前９時

２　場　所　　うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵　和明君	鑓水　英一君
熊懐　和明君	中野　義信君
佐藤　湛陽君	上野　恭子君
江藤　芳光君	伊藤　善康君
諫山　茂樹君	岩佐　達郎君
大越　秀男君	髙山　敏枝君
三園三次郎君	藤田　光彦君
櫛川　正男君	

○３月６日に応招した議員

○３月７日に応招した議員

○３月８日に応招した議員

○３月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年　第１回（定例）う　き　は　市　議　会　会　議　録（第１日）

平成29年３月３日（金曜日）

議事日程（第１号）

平成29年３月３日　午前９時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸報告

日程第４　議案上程（報告第１号から報告第２号まで２件、議案第１号から議案第35号まで35件）

日程第５　市長の施政方針について

日程第６　市長の提案理由説明

日程第７　委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）

日程第８　報告第１号　専決処分の報告について
（事故による損害賠償の報告について）

日程第９　報告第２号　専決処分の報告について
（事故による損害賠償の報告について）

日程第10　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について）

日程第11　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度うきは市一般会計補正予算（第４号））

日程第12　議案第４号　平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第13　議案第５号　平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

日程第14　議案第６号　平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第３号）

日程第15　議案第16号　人権擁護委員の推薦について

日程第16　議案第22号　コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第17　議案第24号　うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議案第25号　うきは市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第26号　うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議案第28号　うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議案第29号　うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議案第30号　うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議案第31号　うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第32号　うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議案第33号　うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議案第34号　うきは市ムラおこしセンター条例を廃止する条例の制定について

日程第27　予算特別委員会の設置について

日程第28　予算特別委員会への議案審査付託

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸報告

日程第４　議案上程（報告第１号から報告第２号まで２件、議案第１号から議案第35号まで35件）

日程第５　市長の施政方針について

日程第６　市長の提案理由説明

日程第７　委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）

日程第８　報告第１号　専決処分の報告について
（事故による損害賠償の報告について）

日程第９　報告第２号　専決処分の報告について
（事故による損害賠償の報告について）

日程第10　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について）

日程第11　議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度うきは市一般会計補正予算（第４号））

日程第12　議案第４号　平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第13　議案第５号　平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

日程第14　議案第６号　平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第３号）

日程第15　議案第16号　人権擁護委員の推薦について

日程第16　議案第22号　コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第17　議案第24号　うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議案第25号　うきは市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第26号　うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議案第28号　うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議案第29号　うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議案第30号　うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議案第31号　うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第32号　うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議案第33号　うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議案第34号　うきは市ムラおこしセンター条例を廃止する条例の制定について

日程第27　予算特別委員会の設置について

日程第28　予算特別委員会への議案審査付託

出席議員（15名）

１番　岩淵　和明君	２番　鑓水　英一君
３番　熊懐　和明君	４番　中野　義信君
５番　佐藤　湛陽君	６番　上野　恭子君
７番　江藤　芳光君	８番　伊藤　善康君
９番　諫山　茂樹君	10番　岩佐　達郎君
11番　大越　秀男君	12番　髙山　敏枝君
13番　三園三次郎君	14番　藤田　光彦君
15番　櫛川　正男君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局　長　熊懐　洋一君　　記録係長　浦　　聖子君

記録係　伊藤　諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……	髙木　典雄君	副市長 ……	吉岡　慎一君
教育長 ……	麻生　秀喜君	市長公室長 ……	石井　好貴君
総務課長 ……	楠原　康成君	会計管理者 ……	田邊　敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 ……			瀧内　教道君
企画財政課長 ……	金子　好治君	税務課長 ……	宇野　　弘君
徴収対策室長 ……	段野　弘美君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長 ……			安元　正徳君
生涯学習課長 ……	瀧内　英敏君	保健課長 ……	増岡　　寿君
福祉事務所長 ……	秦　　克之君	住環境建設課長 ……	江島　高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……			熊谷　泰次君
うきはブランド推進課長 ……			田篭　正規君
水資源対策室長 ……	高木新一郎君	学校教育課長 ……	内藤　一成君
浮羽市民課長 ……	山田　昭紀君	自動車学校長 ……	今村　一朗君
総務法制係長 ……	大石　恵二君	財政係長 ……	高瀬　将嗣君

午前９時00分開会

○事務局長（熊懐　洋一君）　起立、礼。着席。

○議長（櫛川　正男君）　改めまして、おはようございます。

ただいまから平成２９年第１回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（櫛川　正男君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に１３番、三園三次郎議員、１４番、藤田光彦議員を指名します。

日程第２．会期の決定について

○議長（櫛川　正男君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日３月３日から３月２２日までの２０日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、会期は、本日３月３日から３月２２日までの２０日間と決定しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．諸報告

○議長（櫛川　正男君）　日程第３、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

１２月２６日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議が開催されていますので報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。髙木市長。

○市長（髙木　典雄君）　おはようございます。平成２９年第１回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

第１回定例会は、新年度当初予算を御審議いただく議会でありますが、あわせて補正予算の審議や条例の制定並びに一部改正などの各種案件についても御提案を申し上げております。

御審議に先立ちまして、昨年１２月定例会閉会後、本日までの主だった事業等について報告をさせていただきます。

１２月２１日、中村学園大学短期大学部と包括的な連携のもと、文化、教育、健康増進、流通科学、学術等の諸分野で協力し、地域並びに大学の相互発展に寄与することを目的として、包括連携協定を締結いたしました。

１月８日、うきは市民ホールで消防出初式を、白壁ホールで成人式を開催いたしました。議員の皆様におかれましては、新年のお忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございました。

１月１９日、白壁ホールにて、うきは市男女共同参画推進映画上映会、並びにパネルディスカッションが開催され、９０歳を越えた今もなお、食への提言を続ける料理家、辰巳芳子さんの

日々を記録した「天のしずく」が上映されました。食の産地であるうきは市で開催されたこの上映会とパネルディスカッションを通じて、参加者は、農と食を通した人の命の尊厳について、いま一度考える機会となりました。

１月２２日、広島市で開催された第２２回全国都道府県対抗男子駅伝競技大会に、福岡県チームの代表として、吉井中学校３年生の杉彩文海さんが出場し、６区３キロを８分４４秒で力走し、先頭の長野県チームを抜いて１位でたすきをつなぐ大活躍で、福岡県チームの２位入賞に大いに貢献をしていただきました。

１月２４日、株式会社リサーチアンドソリューションと観光振興、ＩＣＴ教育、産業振興等に関して相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的として、包括連携協定を締結いたしました。観光アプリ「おさんぽうきは」の共同開発と運用のほか、アプリとビーコンを活用したスタンプラリーイベントの実施、ＩＣＴ教育の一環として、小学校と連携した観光ルートづくりなど、さまざまな分野での連携が期待をされております。

２月２２日には、吉井小学校５年生の総合学習、観光教育プログラムの中で制作した手づくり観光マップが完成し、最終発表会が開催されたところであります。

１月２６日、うきは市民ホールにて、祖父母がうきは市出身であり、日系人初の宇宙飛行士であるエリソン・オニヅカ氏の功績を、後世に語り継ぐ講演会が開催されました。今回の講演会は、福岡県とハワイ州の姉妹提携３５周年を記念した事業の一環として企画され、在福岡米国領事館のジョイ・ミチコ・サクライ首席領事による記念講演も行われました。

１月２８日、うきは市民センターにて、第２回うきは市観光協会セミナー「うきはブランド化ブルーオーシャン戦略講演会」が開催されました。ブルーオーシャン戦略とは、競争の激しい既存市場「レッドオーシャン」を避け、競争者のいない市場「ブルーオーシャン」を切り開き、新しい価値市場を創造していく経営戦略であります。これから我々は、さまざまな地域資源やその強みを生かし、知恵と工夫をこらして、他の地域とはひと味もふた味も違う、存在感のあるうきはブランドをつくり上げることで、ブルーオーシャンをみずから構築していくことが求められております。

１月２９日、うきは市民センターにて、大正末期から昭和初期にかけうきはの地で活動した、日本初とも言われる農民劇団「嫩葉会」の創設者、安元知之氏の没後９０年を記念したシンポジウム「嫩葉会と円形劇場～その歴史、そしてこれから～」が開催されました。桐朋学園芸術短期大学の井上理恵教授による講演「嫩葉会と安元知之の夢」と、嫩葉会が中心となって建設した野外円形劇場の今後の活用についてのパネルディスカッションが行われました。

２月１０日、みやま市において、福岡県市長会南ブロック会議が開催され、みやま市におけるエネルギーの地産地消の取り組みについてのお話を伺いました。

２月１１日、うきは市内において、３つのイベントが同時開催されました。まず、第２５回筑後吉井おひなさまめぐりの初日として、観光会館「土蔵」においてオープニングイベントが開催されました。ことしは実行委員会の有志の皆さんにより、熊本地震で大きな被害があった熊本県西原村、益城町、南阿蘇村に出向き、ひな人形を飾る取り組みが行われ、被災された住民の皆さんの心の癒やしとなっております。また、年に１度、酒蔵が開放される「いそのさわ蔵開き」も同日開催されました。うきは市民ホール前駐車場では、ステージイベントやグルメや体験コーナー盛りだくさんの、第３回「ウキウキうきはマルシェ」が開催されました。

２月１２日、第１２回うきは市民ロードレースが開催されました。ことしは、駅伝の部には５３チーム、２６５名の方々が、小学生マラソンには６６６名の参加をいただきました。前日までの積雪より開催が心配されましたが、当日は天候に恵まれ、参加された選手の皆さんの熱気あふれたすばらしい大会になったと思います。

２月１３日、うきは市民センターにて、自殺予防ゲートキーパー講演会が開催されました。講師に久留米大学医学部の内村直尚教授をお招きし、自殺予防の取り組みとしてのゲートキーパー活動についてのお話を伺いました。ゲートキーパーとは命の門番を意味し、地域における自殺対策の相談員、自殺のサインに気づき、適切に対応できる人材を意味しております。自殺者の数が全国的に減少傾向にある中、残念ながらうきは市では依然として高い数字で推移をしております。自殺はさまざまな要因によって、心理的に追い詰められた末の死であります。自殺に追い込められていく命を、みんなでつながりながら守っていく取り組みを、引き続き進めてまいりたいと考えております。

２月１９日、うきは市民センターにて、第３７回福岡県酒害対策大会市民公開セミナーが開催されました。大会には、県内各地から、会員、家族、行政関係者など１１８名が参加をされました。

２月２１日、福岡市のＡＮＡクラウンプラザホテル福岡にて、福岡県・久留米市・うきは市合同企業立地セミナーが開催されました。福岡県により、現在整備中の久留米・うきは工業団地への企業の進出意欲の促進を図るため開催したもので、服部福岡県副知事、楢原久留米市長とともに、新しい工業団地の優れた立地環境と支援制度についてＰＲを実施したところであります。

２月２２日、小川福岡県知事に対し、大牟田リサイクル発電事業の終了に伴い、うきは久留米環境施設組合の組合長として、他の４組合とともに、各自治体の負担軽減及び今後の支援について要望を行いました。

２月２４日、うきは市創業・移住支援ポータルサイト「うきはのはなし」をリニューアルし、フェイスブック、インスタグラムなど、ＳＮＳでの情報発信を開始いたしました。「うきはのはなし」では、うきはでお店を開きたいという創業者、うきはに移住したい、引っ越したいという

移住希望者の方に向けた情報を中心に、既に、うきは市内に移住、創業、起業した先輩創業者のインタビュー等の掲載をしているところであります。

２月２７日、浮羽中学校において、フランス料理世界コンクールの日本代表として世界５位を受賞した、うきは市吉井町出身で、兵庫県芦屋市のレストランの料理長、高山英紀シェフを講師にお招きし、食育授業を実施いたしました。生徒たちは、高山シェフが開発に協力したうきは産食材を活用した献立で調理された給食を味わった後、和の心で世界に仕掛けた高山シェフのお話を聞くことで、四季がもたらす地元産食材を生かした食文化のすばらしさについて学びました。

２月２８日、久留米大学と、豊かな地域資源、研究成果等を活用した交流を促進し、連携することを目的として、包括的な連携協定を締結いたしました。今後はこの協定に基づき、産業振興、人材育成、保健、医療、福祉、文化、学術等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成等を目的にした事業に取り組んでまいります。

３月１日、うきはおいしいクーポンが観光会館「土蔵」、「道の駅うきは」などで販売を開始されました。このクーポンは、四季折々のフルーツ狩りに始まり、山麓の隠れ家的なカフェ、白壁の町並みに軒を連ねる甘味処などの豊かな地域資源をうきはの宝物と捉え、これらを巡る極上のうきは旅を楽しんでもらうことをコンセプトとして、うきは市観光協会が初めて制作したものであります。うきはの食、お土産、体験の３つのジャンルから選択でき、心にも体にもおいしい、クーポンだけの特別メニュー５５企画を満載しております。

以上、１２月定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（櫛川　正男君）　以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案上程

○議長（櫛川　正男君）　日程第４、議案の上程を行います。

報告第１号から報告第２号まで２件、議案第１号から議案第３５号まで３５件を上程します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．市長の施政方針について

○議長（櫛川　正男君）　日程第５、市長の施政方針について市長より説明がありますので、これを受けることにいたします。髙木市長。

○市長（髙木　典雄君）　昨年の市長選挙におきましては、市民の皆様から御信任をいただき、再び市政のかじ取りを務めさせていただくことになり、早いもので８カ月になろうとしております。１期目の成果と課題を踏まえながら、さまざまな施策や事業に取り組ませていただいているところであります。

昨年の市長選挙では、全国初の１８歳選挙として、全国から注目される選挙となり、選挙期間中は、選挙権年齢の引き下げが７０年ぶりに行われた意義を訴えてまいりました。今後も再度その意義の説明に努めるなど、全国初の１８歳選挙の地にふさわしい主権者教育に努めてまいります。１８歳、１９歳の高校生や大学生などが投票用紙に名前を書くということは、常日ごろから政治に関心を持っていないとできないことであります。政治に関心を持つためには、身の回りのこと、地域のことを知らなければなりません。そのためには、地域の歴史や文化を学び、地域の行事やボランティアに参画することが必要であります。主権者教育とはまちづくりを主体的に考え、行動する人材を育てることだと考えております。

今後のまちづくりを進めるに当たりましては、市民の皆様がこれまで気づかなかったうきはのすばらしさを実感し、新しい価値観を持って日々の生活を送ることができる社会を形成することが重要であると考えております。うきはの新しい価値観は、うきはの日常の中に存在をしております。弥生、古墳時代から農村社会が形成され、良質な土壌や地勢、気候に恵まれ、人々が生活し、そして現在に至ったうきは市は、ほかの地域にはない優位性を持った地域であります。

そこで、うきはの今あるものを生かしたまちづくり、人と地域資源を生かしたまちづくり、そしてそれらをつなぐまちづくりを重点的に進めてまいります。

まず、人については、自治協議会を中心とした地域コミュニティーの創造的再生を通して、誰もが心身ともに健康で、幸せを感じられるまちづくりを進めます。うきは市は高齢化率が３１．８％となりました。健康づくりは、人と人のつながりが重要であります。そのポイントは絆と生きがいにあります。そこにコミュニティーの重要性があると思っております。

いよいよ、平成２９年４月１日から、区長への市長委嘱が廃止となります。これまで各行政区の区長様には、市政の円滑な運営のために多大なる御尽力を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。今後も、地域住民の代表者として、行政との対等なパートナーとしての活動を期待するとともに、協働のまちづくりの推進のために地区自治協議会の中心的存在としての活動を期待しているところであります。

次に、地域資源でありますが、うきは市には、地域を支えるさまざまな産業や技術、人材、そして九州一の大河筑後川と、屏風山と称される美しい耳納連山に抱かれた地理的環境、さらには、柿やブドウなどの農産物に恵まれたフルーツ産地、風光明媚な自然環境、景観、白壁の町並み、温泉、陶器、歴史、文化など豊かな観光資源を有しております。

また、地方創生の取り組みの一環として、このうきは市の基幹産業である農業を取り巻く自然環境を科学的に証明し、その環境を「うきはテロワール」と名づけ、農業の高付加価値化と、それに伴う地域活性化に取り組んでおります。従来のフルーツそのもののブランディングではなく、農業を取り巻く自然環境をブランディングするという、新たな発想に基づいた取り組みとなって

おります。

一方で、本市の個性ある歴史・文化の中で培われた教育風土は、大正末期から昭和初期にかけ、日本初とも言われる農民劇団「嫩葉会」を創設し、ことし没後９０年を迎えた安元知之氏を初め、同じくことしで没後８０年を迎える五・一五事件で軍の横暴を痛烈に批判し、ペンの自由を守った信念の言論人として二〇世紀の世界の報道人１００人に選ばれた菊竹六鼓氏などの多くの偉人を輩出するなど、優秀な人材を育む素地になっており、現代においても社会で活躍できる多くの人材を輩出しておるところでございます。

このようなうきは市が有するさまざまな地域資源や、今日のうきは市の礎を築いた偉大な先人を輩出したことなど、その強みを生かし、市民の皆様とともに知恵と工夫を凝らして、ほかの地域とは一味も二味も違う存在感のあるうきはブランドを構築してまいります。

そのような考えのもと、平成２９年度におきましては、昨年に引き続き、うきは市ルネッサンス戦略と第２次うきは市総合計画、この２つの計画を市政の柱として、事業推進に取り組んでまいります。また、教育面におきましては、平成２８年３月に制定されたうきは市教育大綱の推進、医療介護の面におきましては、医療・介護・地域支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築も急務であり、これらの主要計画及び政策等を基軸として、市政運営を行ってまいります。

その一方で、縮小していく今日の社会に対応すべく、現在実施している事業の見直しを行い、効果の薄いものについてはそのあり方を再考するときでもあります。大きな時代の流れを的確に捉え、官民連携や地域間連携を積極的に図りながら、身の丈にあったうきは市の行財政運営を確実に実行していかなければなりません。

行政への需要が広範かつ多様化していく中、全国的な人口減少、少子・高齢化などの主要な課題に対応したまちづくりが重要であり、生活環境を向上させ、地域力の向上を図ることにより、いつまでも住み続けたいまちづくりを推進し、多くの人に愛される郷土を目指すことが必要であります。

平成２９年度の当初予算編成に当たりましては、これらの政策実現のため、一般会計において総額で１６１億５５１万３，０００円の予算を組ませていただきました。平成２８年度が骨格予算でございましたので、前年度に比べ、１６億２，２８２万７，０００円増加し、率で１１．２％の伸びとなっております。

平成２９年度当初予算では、大きく２つのこと、地方創生と農業振興に軸足を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

１つは、地方創生でございます。平成２８年度３月補正で計上し、平成２９年度へ繰り越し予定の地方創生拠点整備交付金事業が、合計１億５，４１８万６，０００円でハード事業を対象とし

ております。計画では、まず、地域の稼ぐ力、地域経済の循環率の向上、地場産品の情報発信の拠点としてのうきは地域総合商社を設立し、外貨を稼ぐ地域づくりに取り組んでまいります。また、老朽化した調音の滝公園の既存のそうめん流し施設を２階建てに改修し、来客者数増加を図るとともに、厨房設備の改修を行うことで、より機能が向上した交流施設に生まれ変わることにより、来訪者の魅力を高め、収益性の向上を図ります。さらに、吉井町観光会館「土蔵」をツーリズムステーションとして、観光総合プロモーション事業の中核を担うことができるよう整備することで、来訪者が利用しやすい施設にいたします。さらに、鏡田屋敷と居蔵の館の水回り設備等を改修することで、文化的建築物の保護と利活用のバランスをとり、文化財としての価値を損なわずに機能をアップさせてまいります。この地方創生拠点整備交付金の活用によって、市を訪れる観光客の増加を図り、また、訪れた方々がリピーターとなるような施設にしたいと考えております。

また、平成２９年度当初予算に計上している地方創生推進交付金事業として、合計で２億６，７５８万５，０００円を計上しておるところでございます。そして、これらの予算により「うきはブランド形成プロジェクト」、「温泉・観光ツーリズムプロジェクト」、「地域資源を宝にするのだ！わたしの起業プロジェクト」、「うきはの“しごと”拡大プロジェクト」、「うきはの“農業・林業”拡大プロジェクト」、「子は地域の宝プロジェクト」の各事業を推進してまいります。また、福岡県企業局が実施をしています久留米・うきは工業団地の公共施設整備費負担金として４億６５６万５，０００円を計上しております。計画では、うきは市分の造成工事が平成３０年度中に完成する予定でございます。工業団地の分譲が開始し企業誘致が進めば、地方創生の大きな柱である、特に若い世代の安定した雇用の創出につながるものだと大きな期待をしているところでございます。

２つ目の農業振興でありますが、農業は、その生産活動はもとより、環境の保全、地域コミュニティーの形成といった多面的な機能を有する本市の基幹産業であります。農業従事者の高齢化、担い手の不足、さらに生産資材価格の高どまりや米価下落など厳しい状況にありますことから、いかに効率的かつ効果的な農業経営を実践し、所得の向上に結びつけるかが喫緊の課題であります。昨年１１月２９日、政府において農業競争力強化プログラムが策定され、一層の農業改革、農協改革が求められており、平成３０年産から始まります米の生産調整制度の大幅な見直し、主食用米の補助金制度の廃止等を前にした大事な時期を迎えております。農業経営も常に市場を意識し、消費者の需要に応じて生産する体質へと変化していかなければなりません。

これからの農業は、農業者みずからが経営手腕を発揮し、産地間競争を勝ち抜くことができる人材、農業法人、営農団体等を育てることが大切であると考えております。私は、こうした意欲ある農業者や団体を支援することにより、うきは市農業の競争力の強化につなげていきたいと思

っております。平成２９年度の当初予算におきましては、こうした分野に予算を重点的に配分したところでございます。

農林業関係予算につきましては、総額で１４億７，８６３万７，０００円の予算を計上しております。前年度比で６４．３％の伸びでございます。主な事業として、強い農業づくりの一環として認定農業者等の生産施設の高度技術化を支援する産地パワーアップ事業費補助金が３億４，７２７万円、また営農集団、農業法人、認定農業者、新規就農者等が園芸施設を建設する場合の資金の一部を助成する活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金に１億８，７１３万３，０００円、また、農地費が前年度より４４％増加をして、農村環境整備事業や市営土地改良事業及び県営土地改良事業負担金等に１億９，４４１万３，０００円を計上しております。

農業に関しましては、先ほど述べましたように、うきは市の地域特性（うきはテロワール）を生かし、他の産地に負けない競争力の強化推進事業に力を入れてまいりたいと思います。

また、林業分野におきましては、林業振興費を対前年度比で４８．８％増加して１億９，３９１万５，０００円を計上しております。荒廃森林再生事業や基幹林道整備、林道維持補修事業、間伐や保育事業等を進めて、地元産材の付加価値を高める施策を続けてまいりたいと思います。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく事業について述べさせていただきます。まず、現在のムラおこしセンターと生涯学習センターを統合し、合わせて吉井地区自治協議会（吉井コミュニティセンター）を含んだ複合施設を建設する予定ですが、平成２９年度は、その建設予定地でありますムラおこしセンターと商工会吉井支所等の解体の工事費２，９３５万３，０００円を計上しております。建てかえ工事は、平成３０年度より行う予定でございます。また、その他の公共施設の修繕費、及び道路、下水道処理場等のインフラ施設の修繕や更新予算も計上しておるところでございます。

公共施設等総合管理計画ついては、今議会に提案をしておりますのでしっかりと御審議をいただき、御承認をいただいた上で進めてまいりたいと思っております。

続いて、歳入について申し上げますと、平成２９年度は市税を２７億８８６万１，０００円計上しております。対前年度比で３．０％の伸びを見込んでおります。これは、市民税の所得割額、法人税の法人税割額及び固定資産税の家屋と償却資産、そして軽自動車税が比較的堅調なことが要因でございます。しかしながら、歳入の大きな割合を占めます地方交付税は、５０億７，０００万円で前年度より１億５，０００万円、率で２．９％の減少を見込んでおります。御存じのように、算定の基礎となる国勢調査の人口が２９，５０９人に減少したことと、合併算定替えによる調整期間が３年目を迎えて、合併に係る財政支援措置が減少したことが要因でございます。この調整期間は平成３１年度まで続きますので、今後も地方交付税の減少が予想されているところであります。

こうした財政状況でございますが、少子高齢化に対応するため、高齢者が安心して暮らせる地域包括支援体制の構築、また、子育て世代を支援する福祉や医療制度の充実も進めていかなければなりません。この分野についても、着実に進めてまいります。

平成２９年度は私の２期目の新たなスタートとして、うきは市の輝かしい未来のために挑戦する年と考えております。

本市の特性を生かし、他の自治体に先駆けた地方創生の取り組みに対し、市民の皆様、議員の皆様、そして職員が一体となって英知を結集し、全身全霊を傾けて挑戦し、うきは市のさらなる発展のため全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

最後に、議員の皆様を初め、市民の皆様の深い御理解と、一層のお力添えをお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（櫛川　正男君）　施政方針の説明が終わりました。

―――――――――――――――――――・――――・――――――――――――――――――

日程第６．市長の提案理由説明

○議長（櫛川　正男君）　日程第６、市長の提案理由の説明を求めます。髙木市長。

○市長（髙木　典雄君）　本日、平成２９年第１回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私とも御多忙中にもかかわりませずお集まりをいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年の冬は、大雪、凍結の被害が出るなど厳しい状況でありましたが、ことしの冬は、年明けから比較的穏やかな天気が続き、寒波による大きな被害等も見られない状況となっております。２月１６日に福岡管区気象台から発表された向こう１カ月の天気見通しによれば、天候は比較的短い周期で変わるものの、気温は平年並みか高めで、比較的安定した予報となっております。

一方、我が国の経済につきましては、２月１３日に内閣府から発表されました平成２８年１０月から１２月期の国内総生産ＧＤＰ速報値によりますと、物価変動などの影響を除いた実質ＧＤＰの成長率は前期比プラス０．２％、年率換算でプラス１．０％となり、４期連続のプラス成長となりました。しかし、個人消費が小幅ながら４期ぶりのマイナスになるなど、依然として厳しい状況であります。

我が国の経済がなかなか上昇気流に乗れない中、地方を取り巻く経済環境も厳しいものがあり、うきは市におきましても同様であります。このような中、うきは市としては、地域の活力を高めるための積極的な対応を図っていくことが求められております。とりわけ、うきは市の中でも、さまざまな人がさまざまな形のもと活躍し、その結果として人口の維持に結びつくようにすることが重要であります。まち・ひと・しごと創生本部が提供するＲＥＳＡＳ、つまり地域経済分析

システムがありますが、これによりますと、うきは市からは、就業機会の多い久留米市や福岡市への人口流出が大きくなっていることがわかっております。人口の維持は、地域の活力に直接結びつくものでありますから、地域の経済基盤を強固なものにするために、雇用の創出や地域産業の活性化を図っていくことが、うきは市にとって喫緊の課題となっております。

このような課題を解決するためには、現在取り組んでおります第２次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略にかかわる事業を、より一層進化させていくことが重要であります。施政方針におきましても申し上げましたが、うきは市の活性化を実現するための積極的な事業展開を図ることを念頭に、平成２９年度予算案への反映を行っているところであります。財政状況の厳しい中、地方創生、農業振興を初めとする重点課題に対応するよう、攻めの視点で編成した積極予算となっております。新年度に向け、うきはの独自性を生かした活力のある地域づくりに向け、対応を図ってまいりたい所存であります。よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案等は人事案件１件、条例案件１３件、予算案件１３件、その他の案件１０件となっております。

まず、報告第１号と報告第２号は、事故による損害賠償に関する専決処分についてであります。さきに、専決処分事項として指定を受けておりました１件５０万円以下の損害賠償の額を決定したことを、地方自治法第１８０条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

議案第１号と議案第２号は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第１号は、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、うきは市少人数指定特別教員条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第２号は、平成２８年度うきは市一般会計補正予算（第４号）についてでございますが、一般道路新設改良工事及び辺地道路整備事業に係る事業の一部につきまして、適正な工期の確保が困難なことから専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第３号から議案第６号までは、平成２８年度補正予算についてであります。

主に事務事業の確定あるいは確定見込みによる補正と、地方創生拠点整備交付金を活用した事業及び自動車学校職員の退職に伴います経費の計上による予算の補正を行うものでございます。

議案第３号は、平成２８年度うきは市一般会計補正予算（第５号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億６，１２０万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６６億６，５７７万６，０００円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金６，７７８万２，０００円、市債６，１６０万円の増額補正と、国庫負担金５，０５７万８，０００円、県補助金１，５８９万７，０００円、寄附金７，０００万円、

基金繰入金１億５，５８８万５，０００円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費９，７４８万９，０００円の増額補正と、民生費では社会福祉費６，８４０万１，０００円、児童福祉費５，２４７万９，０００円、生活保護等対策費３，９００万円、衛生費では保健衛生費１，９４４万円、農林水産業費では農業費２，９６０万円、土木費では道路橋梁費１，９６９万円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

議案第４号は、平成２８年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ５３０万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億４，０８６万８，０００円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫負担金５５７万円、県負担金６８８万５，０００円、他会計繰入金６１２万７，０００円の増額補正と、共同事業交付金２，３３９万２，０００円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

歳出の主なものは、保険事業費では特定健康診査等事業費４８１万円の減額補正を計上いたしております。

議案第５号は、平成２８年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ６８１万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ４億３，５８４万４，０００円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金６８１万８，０００円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費１７６万７，０００円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金５０５万１，０００円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

議案第６号は、平成２８年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第３号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５８０万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１億７，７２８万１，０００円とするものでございます。

歳入は、基金繰入金５８０万１，０００円の増額補正と、歳出は、学校費の学校管理費５８０万１，０００円の増額補正を計上いたしております。

続きまして、議案第７号から議案第１５号までは、平成２９年度当初予算についてであります。

議案第７号は、平成２９年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１６１億５５１万３，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税１０億６，４０４万円、固定資産税１３億３，８１６万７，０００円、

軽自動車税１億８９５万３，０００円、市たばこ税１億９，１００万円、地方揮発油譲与税５，６００万円、自動車重量譲与税１億１，５６０万円、配当割交付金１，０３０万円、地方消費税交付金５億円、自動車取得税交付金３，９５０万円、地方交付税５０億７，０００万円、負担金２億３６２万９，０００円、使用料９，６１８万４，０００円、手数料３，６８４万６，０００円、国庫負担金１４億３，４３３万２，０００円、国庫補助金３億９，７４０万１，０００円、国庫委託金１，２６８万３，０００円、県負担金５億５，１７１万２，０００円、県補助金１０億１，８８１万８，０００円、県委託金４，２７６万５，０００円、財産運用収入１億３，５２２万７，０００円、財産売払収入２，９６０万円、寄附金２億３，０２１万円、基金繰入金１６億８，９７７万３，０００円、繰越金３億３，０００万円、雑入４億２，０１４万円、市債９億４，２８０万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費１億６，１５０万８，０００円、総務費では総務管理費１９億６，６３２万９，０００円、徴税費１億７，６６７万９，０００円、戸籍住民基本台帳費６，６１９万２，０００円、監査委員費２，１１５万５，０００円、民生費では社会福祉費２４億１７６万６，０００円、児童福祉費１６億９，５７６万９，０００円、生活保護等対策費７億２，５３２万４，０００円、衛生費では保健衛生費４億６２７万９，０００円、清掃費７億８，６０９万８，０００円、農林水産業費では農業費１２億４０６万７，０００円、林業費２億７，４５７万円、商工費では商工費６億４，３２４万円、土木費では土木管理費１億９８９万９，０００円、道路橋梁費４億６０３万８，０００円、河川費３，４２０万５，０００円、住宅費５，８９７万６，０００円、消防費では消防費５億４４万９，０００円、教育費では教育総務費１億１，１５８万６，０００円、小学校費４億５，１１７万５，０００円、中学校費１億６，６６４万４，０００円、社会教育費４億３，１４４万３，０００円、保健体育費１億６，８６２万３，０００円、公債費では公債費１６億８，８６９万６，０００円、諸支出金では特別会計繰出金１３億７，９９８万５，０００円、予備費としては４，１０８万６，０００円を計上いたしております。

議案第８号は、平成２９年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４９億１，０２９万５，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税８億２，３８２万８，０００円、国庫負担金７億５，０３４万６，０００円、国庫補助金３億２，９１２万２，０００円、療養給付費等交付金７，１７９万円、前期高齢者交付金９億７，５７９万３，０００円、県負担金５，７１０万２，０００円、県補助金１億７，６３４万２，０００円、共同事業交付金１２億７，３０３万２，０００円、他会計繰入金４億４，７７６万１，０００円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費４，７８４万１，０００円、保険給付費では療養諸費２５億５５２万２，０００円、高額療養費３億８，２９６万５，０００円、出産育児諸費２，１０１万２，０００円、後期高齢者支援金等では後期高齢者支援金等４億５，１７５万２，０００円、介護納付金では介護納付金１億８，７９８万円、共同事業拠出金では共同事業拠出金１２億５，８４７万８，０００円、保健事業費では特定健康診査等事業費３，２６６万１，０００円、予備費としては１，０００万円を計上いたしております。

議案第９号は、平成２９年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億７，２５５万５，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料３億１，０３２万円、他会計繰入金１億６，１２２万４，０００円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費１，６９８万９，０００円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金４億４，８７８万１，０００円を計上いたしております。

議案第１０号は、平成２９年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，４５５万８，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、繰越金２，１４０万円、貸付金元利収入３０６万６，０００円を計上いたしております。

歳出の主なものは、公債費では公債費１９０万６，０００円、予備費２，２５８万円を計上いたしております。

議案第１１号は、平成２９年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億４，６０５万１，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料１億１，４２３万５，０００円、受託事業収入１，０３９万６，０００円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費１億７９５万９，０００円、事業費３，２４６万３，０００円を計上いたしております。

議案第１２号は、平成２９年度うきは市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，６４５万６，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料７６５万６，０００円、他会計繰入金６５０万円、基金繰入金

１００万円、繰越金１１７万1，０００円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では維持管理費８３６万6，０００円、公債費では公債費６０８万6，０００円、予備費１７４万5，０００円を計上いたしております。

議案第１３号は、平成２９年度うきは市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１億4，０８４万7，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料3億7，８８４万6，０００円、他会計繰入金7億６００万円、繰越金1，１００万円、市債3，４９０万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費８，１７９万7，０００円、維持管理費２億5，６５９万6，０００円、下水道事業費では公共下水道事業費８，０４５万円、公債費では公債費７億３２６万1，０００円、予備費1，８７４万3，０００円を計上いたしております。

議案第１４号は、平成２９年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3，１７４万9，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料４６４万2，０００円、他会計繰入金2，５５０万円、繰越金１６０万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費８９０万9，０００円、維持管理費７８８万1，０００円、公債費では公債費1，３３３万7，０００円、予備費１６２万2，０００円を計上いたしております。

議案第１５号は、平成２９年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6，０４１万6，０００円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、分担金１１０万円、使用料1，３６２万6，０００円、国庫補助金３４７万7，０００円、他会計繰入金3，３００万円、繰越金１７４万4，０００円、市債５９０万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費９１４万7，０００円、維持管理費3，０６９万4，０００円、浄化槽整備事業費では浄化槽整備事業費1，０６３万7，０００円、公債費では公債費７８５万8，０００円、予備費２０８万円を計上いたしております。

議案第１６号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、任期満了に伴う人権擁護委員１名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第１７号は、辺地に係る総合整備計画変更についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規

定により、辺地総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案第１８号は、うきは市道路線の廃止についてであります。

道路法第１０条第３項の規定により、うきは市道路線の廃止４件について議会の議決を求めるものでございます。

議案第１９号は、うきは市道路線の認定についてであります。

道路法第８条第２項の規定により、うきは市道路線の認定３件について議会の議決を求めるものでございます。

議案第２０号は、うきは市公共施設等総合管理計画の策定についてであります。

うきは市公共施設等総合管理計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第１５条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２１号は、財産の処分についてであります。

道の駅うきは関連の事業用地として、市有地の売却願いがあったことから、当該土地の処分について、地方自治法第９６条第１項第８号及びうきは市議会議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２２号は、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

御幸コミュニティセンター及び福富コミュニティセンターの所在地の変更に伴い、地方自治法第２４４条の２の規定により、指定管理者の指定を行うことについて同条第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２３号は、うきは市自転車駐車場条例の制定についてであります。

自転車駐車場に長期間にわたり放置されている自転車等に対し、美観の維持、公共交通機関の利用促進、駐車場利用者の利便性の増進を図るため、条例を制定するものでございます。

議案第２４号は、うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を改正する法律の制定に伴い、うきは市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

議案第２５号は、うきは市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成２９年４月１日からの区長委嘱の廃止に伴い、うきは市表彰条例の一部を改正するものでございます。

議案第２６号は、うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第２５号同様、区長委嘱の廃止に伴い、うきは市防災会議設置条例の一部を改正するものでございます。

議案第２７号は、うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市営住宅の位置、入居者の公募方法、入居者の資格等についてうきは市営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

議案第２８号は、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

教育委員会の附属機関であるうきは市就学指導委員会の名称変更に伴い、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第２９号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第２８号の条例の一部改正を踏まえ、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第３０号は、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第３１号は、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第３０号同様、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第３２号は、うきは市税条例等の一部改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例等の一部改正をするものでございます。

議案第３３号は、うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

生涯学習センター内の一室を研修室として活用することで、利用者の利便性の向上を図るため、うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第３４号は、うきは市ムラおこしセンター条例を廃止する条例の制定についてであります。

ムラおこしセンターの解体に伴い、うきは市ムラおこしセンター条例を廃止するものでございます。

議案第３５号は、うきは市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉法第４０条の規定による児童遊園を子ども遊園に改めるため、うきは市児童遊園条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

日程第７．委員会調査報告

○議長（櫛川　正男君）　日程第７、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があっておりましたので、その調査報告を求めます。７番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤　芳光君）　それでは、昨年１２月議会定例会におきまして、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第３６条の規定により、次のとおり報告をさせていただきます。

まず、調査のテーマでございますが、２つ設定をいたしておりました。１つは議会の権限及び政策提案に関する調査、研修。２点目が、農業と観光の総合戦略に関する調査。これは群馬県の下仁田町のほうに視察に出向いたしております。

まず、テーマ１の議会の権限及び政策提案に関する調査、研修でございますが、年明けの１月の２４日、本庁舎３階第１委員会室のほうで、午前９時から３時間実施をいたしました。出席は総務産業常任委員会７名と議会事務局１人でございます。

調査・研修の要旨、主な点でございますが、年間計画に基づきまして、総務産業常任委員会における政策提案の推進を図るため、議会の権限及び実務運用を再確認し、福岡市議会が取り組んでいる調査レポート「議員提案政策条例について」をもとに、今後における当委員会の具体的な取り組み方針等について議論を交わしたものでございます。

主な内容でございますが、冒頭、基礎研究として議会の権限を再認識するため、解説資料をもとに法令根拠（憲法、地方自治法及びうきは市議会規則等の関係規程並びに予算修正権ほか実務的な権限）の確認、及びこれまでの実務運用を再検証した上で、福岡市議会が現に取り組み、実績を公表している議員提案政策条例を参考に、うきは市議会のあり方、さらには今後の取り組み方針等について確認をいたしたところであります。

結果、所見でございますが、政務調査活動費等の不正使用にとどまらず、議員の資質など地方議会に対する住民の目は厳しさを増しており、反面、議員になり手がいないのも全国的な現実課題である現状を踏まえまして、うきは市議会においても、議会基本条例や議会改革など制度面のみにとらわれず、議会・議員の根幹とする二元代表制に基づき、市民の代表としての資質的な権

限を、全議員が発動する責務が問われていることを認識したものであります。

次に、農業と観光の総合戦略に関する調査でございます。２月６日、１泊２日で群馬県の下仁田を視察をいたしました。出席者は、委員会７名と議長、それから事務局２名、１０名で出向いたしました。

調査の要旨でございますが、群馬県下仁田町に副町長として就任したうきは市派遣職員吉弘拓生氏が勤務する下仁田町役場を訪ね、その活動状況や評価を含め下仁田町が取り組んでいる事業等、特に下仁田ブランド（ネギ、コンニャクほか）及び下仁田総合戦略について調査を実施し、あわせて有害鳥獣の状況や、６次産業化施設、道の駅等の現地視察を行いました。

主な具体的な内容でございますが、まず管内の視察でございます。道の駅しもにたと６次産業化施設を現地視察を行いました。道の駅は、平成２７年度に重点道の駅の指定を受けておりまして、今年度は地元産材を利用してリノベーション計画が、改築が進められております。また、駅内の観光案内所では、移住、定住の相談の受け付け業務を行うなど、敷地全体を円形で囲むコンパクトな施設であり、今後、改装等による振興の期待が持てます。改造の計画書もイメージ図も見せていただきました。

それから、６次産業施設として、上州下仁田屋というところ、ここはコンニャクや下仁田ネギなどの加工品の製造、販売を行う施設として町が指定、支援をいたしております。開設時は地元の経営共同体でございましたが、徐々に離散し離れて、現在は個人経営を余儀なくされ、息子夫婦が経営を引き継いで新しい商品開発を行っております。ここでのコンニャクにつきましては、全国ブランドとする乾燥粉末ではなく、生芋からの製造を行っておりました。また、ネギにつきましては、ネギみそへの加工を行い、道の駅等で販売を行っております。これの製品は、高崎市等でもかなりコーナーを設けて販売の戦略が見てとれたとこであります。

次に、意見交換会でございます。下仁田役場では、町長を初め管理職、町議会からも総出で大歓迎を受けました。調査会では、町長・議長の歓迎の挨拶の後、吉弘副町長から総合戦略の概要について説明を受けました。

主な点は、１点目、生活と育児。下仁田町は人口が約８，０００人でございまして、少子高齢化率が４３．４ということで、相当高い、ほぼ５割に近づいているという状況でございます。そのために、生活と育児、定住、移住、雇用交流を重点として取り組んでおります。特に子育てには重点を置いておりまして、不妊、不育治療への助成は、最大７年間を補助利用しておりまして、昨年に妊娠に至った実績等が述べられております。

また、子育て支援につきましては、第２子の保育料を無料としており、ちょっと大きな声で言いたいと思いますが、うきは市にとって進んだ実践をやっております。第２子の保育料を無料としており、町独自の教育ローン「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金」というのを金融機関と連携し

て教育ローンを商品化、卒業後、町に定住すれば返済額を全て全額補助するということでございます。

次に、定住、移住でございます。群馬は関東地区の一角としてそもそも地方創生戦略の根源は、東京など大都市への一極集中を地方に分散して地方再生を図る政策でございます。まして都市部で田園回帰志向が高まる実情におきまして、交通網も整備され、約２時間で都心と結ぶ地の利から移住者の動きが予想されましたが、今、その動きはないようでございまして、予想の的が外れたとこであります。

施策では、道の駅にある観光協会の中にワンストップ窓口を昨年１２月にオープン、また、地域おこし協力隊５人のうち１人は、継業を目指して飲食店に修業に、これはあの伝統的な飲食業を営んでいるところに協力隊が１人修業に入りまして、後はその事業を継承するということでございます。いわゆる食文化、伝統を守る取り組みということでございます。

次に、雇用と交流。雇用と交流につきましては、道の駅に観光、福祉、防災、移住・定住、交通の結節点でもある地の利を生かしまして、高速バスの乗り入れなど複合化を持たせ、小さな拠点としてリノベーション、改修を行っていくところでございます。

また、観光振興では世界遺産「荒船風穴」やジオパーク等の大地の遺産、それから妙義山や神津牧場の地域資源や自然環境などの特色を生かして、地域、年代等のターゲットを定めた緩行施策を推進しております。

特に、のこぎり状の岩がそびえ立つ妙義山は、ロッククライミングを目指す若者のスポットとして、さらに隣町が長野県軽井沢町に接していることも、今後に振興に有効な位置となっております。

次に、空き家対策でございますが、空き家対策は昨年度の調査で５００件、全世帯数が３，０００世帯ですから、相当の空き家数というふうに思います。この点についてはいろいろ施策があるようですけれども、うきは市同様にその動きは確かに弱いということが見て取れました。

次に、農業、鳥獣害対策。耕作面積は、これはもうほとんどか中山間地で、ネギ、コンニャク畑が主体でございます。水田は３９ヘクタールとも、耕作面積も非常に少のうございます。あとはキウイフルーツやリンゴ等を栽培いたしております。

特にブランドである下仁田ネギは、高温夏場の植えかえなど栽培に長期、約１５カ月を要しますし、いろいろ関心を持って問題点といいますか、課題ということでお聞きしたんですが、旧来の栽培法を堅持するブランド農家と機械力による量産派との対立がある一方で、周辺地域や北海道などで下仁田ブランドが広がる懸念もあるものの、ブランド農家としては安定した得意先との契約で問題としていないという現状が、同席しました１人の議員さんがその組合の代表だった関係で、具体的な詳しい話があったところでございます。

まだまだございますけども、総括といたしましては、交わされた議論として、うきは市総合戦略の相違について、下仁田町は人口ビジョンで非常に厳しい数字が出ておりまして、今、約８，０００人が３０年後には３，０００人台になるということから、これを４，５００人ぐらいにキープするのが目標ということであります。

先ほど申し上げましたけども、高齢化が４３．４％でございまして、消滅可能自治体に上げられておりまして、子育て支援に力を入れなければならず、いかにして町民が町に残っていただけるか、移住よりも定住を優先し、定住を主体とした施策が戦略として余儀なくされております。

最後、所見でありますが、正直なところでございます。まず下仁田町の心ある大歓迎には恐縮いたしました。さらに、庁舎内の明るさ、職員もでございます。最近庁舎内をリフォームしたと聞きまして、吉弘副町長の意向が表現されたものと感じております。小さな町でありますけども、約２時間の意見交換には、執行部と議会一堂に会し、資料説明ともに斬新な姿勢が評価され、特に吉弘副町長が主体となり、戦略に所管する幹部職員の主体ある説明、答弁にも、わが町を誇る意職がみなぎり、副町長の刺激、影響が全職員に広がっていると肌で感じたところであります。その雰囲気の中で、あっという間の２時間でございました。

最後に、吉弘副町長の説明と答弁の中で、下仁田町から都心まで約２時間、うきは市の刺激、競争意識もあり、今までなかった国への頻繁な往来が信頼の成果となってか、お配りしている別の資料を後で見ていただきたいんですけど、別添資料「下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略　年度別事業費集計表」が示す、その戦略施策と事業費は、うきは市を上回る取り組みをいたしております。議会を含め、その評価とともに必死な取り組みが見てとれたとこでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（櫛川　正男君）　報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

９番、諌山議員。

○議員（９番　諌山　茂樹君）　一つだけお尋ねします。重点道の駅に選ばれているということでありますが、道の駅についてちょっとお尋ねしたいんですけども、大口需要というか、東京にも近いし軽井沢とか何とかにも近いし、地理的には非常に恵まれている道の駅だと思うんですけれども、年間の売り上げをよかったら参考にしたいんですが、売り上げ。

それから、年間の来訪者数ですか、訪問されている人数。それから、うきはの道の駅もコンニャクづくりに興味を示しているようですから、それに参考になるような何かがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤　芳光君）　お答えをしたいんですが、完璧でありません。記憶にたどって、道の駅の売上金額は２億円から３億円だったと思います。それが次の質問の金額ですか。

（「年間どのくらいの客数」と呼ぶ者あり）来客数ですか。そこはちょっと耳に残っておりませんで、お許しください。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、ネギとコンニャクをうきはでというのは諫山議員から前も時々耳にしてありますが、議長も一緒に行きまして、コンニャクを大分買って帰りましたけれども、うまいですね。ぜひ、ネギのほうを１５カ月かけて夏の暑い盛りに植えかえなきゃいかんということで、できることはできるんですけど、やはりなかなかブランド品質ちゅうのはちょっと、北海道とか近隣でブランドを活用して栽培が機械化しよるけど、本物というものはもう老舗ちいいますか、食材のところは完全に抑えてしまっとるから、どんなにつくろうがもう関係ないということですけども、ただうきはとしてコンニャクが、あれが再現できるなら非常にいい食材、物になるという感じは受けております。

以上でございましょうか。

○議長（櫛川　正男君）　ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、１番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵　和明君）　続きまして、厚生文教常任委員会からの閉会中の報告をさせていただきます。

私ども厚生文教常任委員会は、２カ所、２つの調査を行っております。１つは、大牟田市役所に行きまして、大牟田の認知症予防及び見守り対策に関する調査を行ったということでございます。それから２つ目には、うきは市が行っている放課後児童クラブ健全育成事業に関する調査ということで行っております。

まず、最初に大牟田の認知症予防に関する調査について報告いたします。調査期日は、平成２９年１月１６日であります。大牟田市役所で行いました。現在、うきは市の介護認定者が１，６００人ほどおりますけれども、そこに占める認知症の症状があらわれている方、数が大体約１，２００人ぐらいだろうというふうに言われております。

そのような中で、福岡県の県南地域の中の１２自治体で取り組まれている高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク事業、うきは市も平成２６年から実施して、そのネットワークの一翼を担っておりますけども、最初に発祥した事業を行った大牟田市、ここを視察したということであります。なお、うきは市では、昨年、初めて御幸地区の福祉大会において、徘徊模擬訓練などが実施されて、こういった認知症に対する市全体の取り組み、拡大等が求められているという現状だと思います。

大牟田市については、介護保険制度がスタートした時期から行っておりまして、認知症ライフ

サポート研究会代表、大谷るみ子さん、うきは市でも講演された経過があるかとも思いますけれども、この方が中心となって認知症ケア研究会というのが発足されております。その発足した内容等、この介護保険制度関係も含めて、事業所と行政が一体となって全体のサービスの質を高めていかなければならないという共通認識のもと、取り組みをスタートしたと、先進地大牟田市の認知症ケアコミュニティ推進事業、これまでの経過と実績について調査をしました。調査には、増岡保健課長と権藤介護・高齢者支援係長にも同行していただいたということであります。

調査内容についてですけども、大きく３点、ここには上げております。要は、高齢者が、認知症になっても安心して外出できるという、そういう町を目指すという独自の施策ということになりますけれども、１つ目は、平成１３年度に介護サービス事業協議会、この専門部会として認知症ケア研究会というのが、さっき、言いましたように大谷るみ子さんを中心につくられたということにあります。

きっかけは、それまでに認知症っていうのが、認知症と言わなくて、別の呼び方されたと思うんですけど、要はベッドに縛りつけたり、そういった拘束のあるようなところだったわけですけども、そういったところから一人の個人としての尊厳、介護保険制度スタートという起点にもなったわけですけども、そういったことの中で、どういった取り組みができるのかということが、サービス向上を図るとしてスタートさせた背景にあります。

さらに、この事業が事務局を行政側が担っているということであります。そういう点では、行政が中心となって進めてきたというのが一つの特徴かなあというふうに思います。

それから、２つ目には、認知症ケアコミュニティ推進事業の内容ですけども、当事者とか介護家族、それから介護を行う現場、それから地域全体の課題というものを見据えて、方向性を示して事業化したということに特徴があるのかというふうに思います。

この介護サービス事業協議会へ市が委託したわけですけれども、他職種、いろんな分野、それからいろんな世代、それからいろんな地域の方々、そして子供や障害の方も含めて、まちづくりの再構築をするんだということを念頭に置きながら、この事業を立ち上げているということであります。

で、背景には、大牟田市が独自に行った市民のアンケート、大規模な意識調査のアンケートを行ったそうですけれども、約２，２００件ほどのいろんな認知症に対する不安とか、苦情、それから地域に抱えている問題と意見が出されて、市の担当者も非常に驚いたと率直な感想を聞くことができました。

それから、そういう意味で２点目としては、いろんな介護に、認知症に係る関係者の総意及び市民の意見をこのように集約をしてきたということが２点目だろうと思います。

それから、３点目ですけれども、資料をおつけしておりますけれども、大牟田市がどういう事

業をやっているかという取り組みの経過ということで３点ほど流れが、表が出ていると思いますけれど、それを参考にしながら見ていただければいいと思います。

大牟田市が認知症ケアコミュニティ推進事業の取り組みについて、３つの視点を推進しているということを確認してまいりました。１つは、当事者、住民の視点・力の重視、協働ということで、これには小中学校での認知症に対する学習、絵本教室等を行っています。それから、認知症の徘徊、徘徊というか徘徊という言葉も使わなくなったらしいんですけど、そのための模擬訓練を全校区で実施、それから住民の視点ということで協力協働がどういったことができるのかというところの視点を、まず、一つ事業としてやっています。

それから、２つ目は、核となる人材、これですけれども、平成１５年度からデンマークを参考にして認知症のコーディネーター養成研修を行って、現在１１５名が終了しているということでございます。要は、認知症で困っている方と病院だとか、いろんな関係性を調整する役割を持つ人を養成していくということだろうと思います。そういう意味では、早期発見、早期診断、例えば、今、私どものうきは市でもそうでしょうけども、病院にやっぱりかかりたくないという意識のもと、だけど、いろいろ物忘れが多くて、食事もろくにつくれないみたいなところがあったりします。そういった方が、このコーディネーターのところに相談しながら支援を受けていくというようなところがメーンです。

それから、もう一つが３点目ですけれども、地域とともにある拠点づくり、生きたネットワークづくり、これはここのちょっと下に書いてありますけれども、現在２３カ所の事業所を集う場、高齢者あるいは認知症のある方が集える場所、そこには地域の方も参加してきてもらって、顔を合わせることができる。どちらかと言ったら病院なんかに行くとあるいはセンターなんかに行くと、地域とは別なところに行くんで、近所の人とのつき合いがほとんどなくなってしまう、そういったところも含めて、この地元に居宅介護事業所がある、こういった取り組みをしているということが非常に特徴的だなあというふうに思いました。

全体として、こういうふうに介護、介護っていうか、認知症のある方を町でいろんな方がおられるけれども、そこが非常に協働ができるまちづくりということを目指しているっていうところがあったというふうに思います。うきは市もそういう意味では、非常に勉強になるなあというふうに思っております。

今回の大牟田市の地域認知症ケアコミュニティ事業ということで、現在、高齢化率が３４．７％というふうなことでありますけれども、私も行って所見として感じたことは、さっき言いましたけれども、介護サービス事業協議会の事務局を行政側が担っている、非常に現場や職員の声を施策に反映しやすい運用をしているということが一つ。

それから、その中で特に、ほっと・安心ネットワーク、警察署を事務局として企業や団体が参

加して、市町・地区高齢者ＳＯＳネットワークということで構成してますけれども、いわゆる行政と地域と医療機関、介護事業者等がネットワークをつくって、それが強く連携しているということに特徴があるんじゃないかなあというふうに思いました。

それから、そこには、さっき言いましたように、認知症コーディネーター養成研修１１５名ってさっき言いましたけれども、そういったことが非常に中心になって動いてきているということが非常に特徴的なことだなあというふうに思いました。そういう意味では、意識を高め、認知症への理解を広げられるということが何よりも大事なことであるし、この取り組みについて、うきは市にも非常に参考になる。うきは市が今、取り組んでいる中身の非常に大きな参考になるというふうに思いますので、ぜひとも強く行政にこの教訓を学んでほしいというふうに思いました。

それから次に、放課後児童健全育成事業に関する調査ですけれども、これは、平成２７年から１２月と７月に久留米市や佐世保市を当委員会がこの間、ずっと視察してまいりましたので、それをその後、法律の施行に伴って、どのような課題があるのかということを改めて委員会として確認しようということで調査をいたしました。

調査結果についてですけれども、平成２７年４月１日からうきは市放課後児童健全育成事業の条例が施行されております。運営委託料は、９カ所の学童保育に平成２８年度４，２４８万３，５００円、前年比で１４．７％増で、国・県・市それぞれが３分の１ずつ負担しているということであります。

児童数については、長期休業利用者を含めると３３９名が今、学童保育に入所しているということであります。条例は、最低基準が示されており、専用区画の面積、それから職員としての放課後児童支援員を置くこと、その資格要件も規定され、施設単位の児童数についても改められております。しかしながら、専用区画の面積、児童数の規定については当分の間は適用しないという経過措置がとられ、それから、支援員の資格についても平成３２年３月までに県が主催する研修会を終了しているということを前提に現状運営されているということであります。

質疑の中では、この事業については以下の点が課題があるということであります。１点目から８点目までそれぞれ中身を確認いただければよろしいかと思います。主な質疑についても読み取りいただければよろしいかと思います。

所見ですけれども、うきは市の放課後児童健全育成事業について、今現在、この事業は、保護者会と一部社会福祉法人に事業を委託しております。事業の規模や社会的責任が増大する中で、大変、委託先の保護者会、特に保護者会になるかと思いますけども、大変、重責であって、毎年、役員メンバーが交代するなど運営上の困難さを来していると改めて認識しました。特に、公的補助を受け、資金の運用や管理、支援員の雇用確保や労務管理などの経営的な内容を、各学童単位の保護者会が担うには、いろいろ解決すべき課題が多く存在しているということであります。

条例施行後、法的な根拠と基準が示されて、児童を持つ働く世帯を、地域社会で子供をどのように育むかということが改めて自治体の責務とされているということだろうと思っています。当委員会の視察でも同じような困難や先進事例もありますけれども、しっかり保護者会と支援員を指導する、そして事業の目的を向上させていくには、近隣の自治体と比較検証を進めながら、市が主体的に計画的に子育て支援に取り組むということが大事じゃないかなと。それから、地方創生の視点からも、喫緊な課題であるというふうに思います。

うきは市子ども・子育て支援事業計画の検証も含め、この事業については、まだ、条例の達成していない部分も含めて、当委員会としても継続していきたいということであります。

以上２点、厚生文教委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（櫛川　正男君）　報告が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。ここで、暫時休憩とします。再開は１１時より再開いたします。

午前10時50分休憩

……

午前11時02分再開

○議長（櫛川　正男君）　再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第８．報告第１号

○議長（櫛川　正男君）　日程第８、報告第１号専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　お手元議案書の１ページでございます。

報告第１号専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成２９年１月２０日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

理由、平成２８年１２月２１日に発生したうきは市吉井町福永の市道側溝に設置しているグレーチングが固定されておらず、当該側溝上を車両が通過中、グレーチングがはね上がり、当該車両の車体を損傷せしめた事故で、相手方の損害を賠償するため専決処分したものであります。

次ページでございます。

専決第１号専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について次のとおり専決処分をする。平成２９年１月２０日。うきは市長髙木典雄。

市は、市が管理する道路側溝のグレーチングが固定されていなかったことにより、走行中の車両の車体を損傷せしめた事故について、損害賠償の額を次のとおり決定する。

１、損害賠償の額。９万２，１４６円。

２、損害賠償の相手方の住所、名称につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告をいたします。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　グレーチングが固定されていなかったということですが、この件については、そのいわゆる農業用水の給水口であるわけですね。したがって、それを固定するのは、むしろその農業の給水を受けている人がやらなければならんと思いますよ。それをしていなかったというのは、そのグレーチングを設けたときにその地権者の方と話し合ったかどうかですね、いわゆるグレーチングを固定していただけなければなりませんよということですよ。したがって、こういうグレーチングが固定されてないということは不慮の事態が発生することは想定されます。そこで、一体、このグレーチングが設置されている道路というのは何カ所ぐらいあるわけですか、これについて答弁をお願いします。

○議長（櫛川　正男君）　住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　今、御質問でございます当該事象の発生した場所につきましては、言われるとおり農業用水路の維持管理をする施設でございます。現在、うきは市道におきましては、路線が２，０５９路線ございます。延長にいたしまして約７０３キロございます。そうした中で、こういったもろもろの農業施設に付随するこういった施設が何カ所あるかというところの具体的な数字は、現在のところまだ把握はできていないところというのが現状でございます。

○議長（櫛川　正男君）　１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　確かに道路の延長が２，０５９路線ですか、グレーチングが設置されている道路というのはですよ、限られていると思います、大体ですね。道路横断をしているグレーチングがほとんどだろうと思います。今回の場合は、側道に排水路が通ってありますから、道路以外のところにグレーチングが施工されてありましたが、こういうものについては、やっぱし、早急に調査をして、もしグレーチングが固定されていないなら、ぜひ、固定するような

措置をとらなければなりませんよ。じゃないと、道路管理者の責任になりますから。当然、道路管理者がそういう事故が起こった場合、責任持たなければなりませんもんですから、まず、グレーチングの固定状況をひとつしっかり把握していただいて、危険な道路を、いわゆる危険でなくすというのが皆さん方の役目ということになりますから、こういうことについて意を用いていただきたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　市道上での事故、当然、管理する市のほうが責任を持つわけでございます。グレーチングにつきましては、今も言われますように、横断の排水のためのグレーチング、あるいは縦断的に走っています側溝の集水的な機能を有するためのグレーチング、いろんなケースがございます。今回、事象の発生しましたこの場所につきましては、地権者、耕作者の方と話をいたしまして、落とし込み式のグレーチング、ただし、いろんな操作上には、ちょっと不便を生ずるかと思いますけれども、地権者と話をいたしまして、そういった形で対処しておるところでございます。

今後、こういったほかの路線につきましても、こういった危険な箇所等あるところ、早急に把握するべきかと思いますけれども、なかなか限られた人数でございます。こういったことにつきましては、全職員の周知及び広報等におきましても各集落のほうにも情報提供という形で、今後、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。ほかに。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　三園議員とちょっと重複する表現もあろうかと思うんですけど、まず、この理由の中で、グレーチングが固定されておらず、専決処分書でも固定されていなかったということですが、まずは、グレーチングを固定する義務があるということですね。それをまず、だから固定されていなかったという、そこに瑕疵があったという管理上の問題があるんだろうというふうに思いますが、１つはですね、今後のこういう管理ですね、事故が起こらないような管理についてですけども、以前も草刈り機の石が飛んでの車の損害賠償もありましたし、下水道のマンホールが突出して、地盤が下がって、そういうものも出てきてますんで、これをいかに防止するかということについては、今年度末をもって、区長さんの委嘱廃止になります。

今、課長の答弁がありましたとおり、数少ない職員でということになりますけど、その辺の方法をもう少し考えていかないと、また違った類似した事故が起こってくるというふうに思いますもんですから、まずは１点目は、固定義務があるのか、さっき三園議員さんからの質問で農業者との関係になると熊谷課長との関係とかそういう調整があっているのかという話にもちょっと言及したくなりますから、これはあくまでも市道という観点の事故だということでしょうから、その辺の所管、これは、もうあくまでも縦割りではなくて、それは当然、農業関係するならお互い

の調整が必要ですけど、その辺の防止管理、その辺も含めて、まず、固定義務があるのかどうか、そして今後の管理体制をどうするのか、その２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　このグレーチングにつきましては、いろんな製品の構造上、タイプがございます。一つは、盗難防止のためのボルト締めをするようなグレーチングもございます。それから、落とし込み式の開閉可能なグレーチングというのもございます。それから、単純に乗せかけ式のグレーチングといったいろんなタイプがございます。

で、本来、このグレーチングについて、その固定義務があるのかどうかというところについては、ちょっと現在、調査をしてみないとわからないところがございますけれども、やはりこのグレーチングを使う場所によっては、いろんな利用条件に基づいた設置があるかと思います。今回は、そういった農業のための吸い口があったというところで、現在、この設置しております道路につきましては、合併前に改良された道路でございました。

で、当然、今までも車が通っておったであろうと想定されるわけでございますが、通常、目視だけでは、やはりわからないところがございます。今回のケースも、そのグレーチングについては、そんな損傷はございませんでしたけれども、その受ける側のほうのコンクリートの躯体のほうが、経年劣化でわずか四隅の角が少し傷んでおったというところで、今回、たまたま、その車が角に荷重をかけた関係で、ちょっとはね上がったというふうな状況でございます。

ですから、そういった目視だけではわからないようなこういった事象につきましては、やはり、思っておりますのは、年に２回の道路愛護とかあっておりますので、そういったときに地元のほうでもいろんな情報等をいただけたら、そういったところで早急に対応をしていきたいというところでございます。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　わかりました。その対策として、今、課長からありました道路愛護、２回の、だから、このグレーチングに限らず、そういうものをチェックしてから市のほうに上げてもらうという手法がいちばん現実的だと思いますんで、そこをやるということで確認して終わります。

○議長（櫛川　正男君）　住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　早速でございます。４月の３日ですか、新区長さんのほうでの説明会等がございます。その折にも、こういった状況を報告いたしまして、協力依頼をしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。８番、伊藤議員。

○議員（８番　伊藤　善康君）　これ、修理代かな、これは全額、保険で出たものか。それと保険

で出るけんで今までそういう調査もやってこなかったのか、その２点。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　保険額の関係でございますが、全額かということでございます。責任割合等の関係で全額が保険賠償のほうから市の過失割合１０割ということで、全額が支払われております。（「わからん」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川　正男君）　もう１回質問を。８番、伊藤議員

○議員（８番　伊藤　善康君）　今まで調査も把握してないちゅうことですね、数も、グレーチング。調査もやってこなかった、人数が少ないちゅうんで、できなかったということでしたが、もしものときは、全額、その保険で出るから、それをやってこなかったのか、ということを聞いております。

○議長（櫛川　正男君）　住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　今回がこういった形で物損事故が発生したわけでございます。先ほども申しますように、道路台帳の整備はしてあります。その道路台帳上、そういった構造物等も記載はしておりますけれども、具体的にグレーチングの延長、それから集水ますを全部ピックアップするのがちょっと厳しいところもあるかというふうに思っております。

なかなか今のところでは、そういった箇所を把握することができておりませんし、今後につきましても、やはり地元からのそういった早めの通報、情報提供によりまして、現場対応のほうが、やっていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。８番、伊藤議員。

○議員（８番　伊藤　善康君）　答えが今、全然違う方向に行ったばってん、多分そうじゃろうち、私の想像ですよこれは。もうなんが起きたちゃ保険で出るけんで、起きたときはそれでええかなあという思いじゃったんじゃなかですか。それと、確かに全部の箇所を把握するのは難しいかもしれません。そいで、さっき言うたように、答弁があったように、こちらからある程度呼びかけをして、危険箇所とか、そういう傷んでおるところはないやろうかちゅうことは呼びかけをせんと向こうから絶対言うてこんですもんね、そこまで気をつけて見るわけじゃないけんで。そいやけどこかの時点でそういうことをやりたいということなら、なおさらはっきり呼びかけて、把握していただきたいと思います。と、先ほどの答弁をお願いします。

○議長（櫛川　正男君）　住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　保険対応をできるからということで、そういった調査業務をしなかったのかというふうなことでございますけれども、そういったケースではございません。で、現在もやはり側溝等につきましては夜間、車が走行しまして、音と、騒音等ということで、時々、地元のほうから要望があっております。そういったケースにつきましては、即座に現地調

査を行いまして、そういった事象のあっているところ、そのまま放置すればまた何らかの事故につながるようなケースにつきましては、もう早急に対応していっているという状況でございます。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。（「もう１回よかな」と呼ぶ者あり）８番、伊藤議員。

○議員（８番　伊藤　善康君）　先ほどの保険の関係ですが、車保険はもう５年間無事故とか、全然使わなんなら、ずーと掛金も下がっていくんですね。この損害賠償の保険はどげんなっとるとですか、仕組みは。毎年、何カ月ぐらい使えば下がらんもんか、全然無事故で使わんなら、ずーと下がるもんか。ちゅうことは、もうその車保険と同じ仕組みなら、使わなんなら掛金も安なるきですね、大事故のときには、あれっちゆうこって。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　事故の件数等についてのその金額の増額、減額とかですね、その分については、当初、契約の時点においては要件が違っておりますので、直接は関係ないという状況でございます。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第１号の報告を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第９．報告第２号

○議長（櫛川　正男君）　日程第９、報告第２号専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島　高治君）　議案書、３ページでございます。

報告第２号専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成２９年１月２３日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告をする。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

理由、平成２８年１２月３０日に発生したうきは市浮羽町流川の市道側溝に設置しているグレーチングが固定されておらず、当該側溝上を車両が通過中、グレーチングがはね上がり、当該車両の車体を損傷せしめた事故で、相手方の損害を賠償するため、専決処分したもの。

次ページをお願いいたします。

専決第２号専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事

項について、次のとおり専決処分をする。平成２９年１月２３日。うきは市長髙木典雄。

市は、市が管理する道路側溝のグレーチングが固定されていなかったことにより、走行中の車両の車体を損傷せしめた事故について、損害賠償の額を次のとおり決定する。

１、損害賠償の額、８万５，２９４円。

２、損害賠償の相手方、住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告をいたします。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第２号の報告を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１０．議案第１号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１０、議案第１号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤　一成君）　議案書の５ページをお願いいたします。

議案第１号専決処分の承認を求めることについて、うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、議会の承認を求める。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第７号専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市少人数指導特別教員条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成２８年１２月２７日。うきは市長髙木典雄。

内容につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の実施が、平成２８年１２月２２日に行われました。給与条例を県のほうに準じて行っておりますので、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正するものです。適用については、平成２８年の４月１日から適用を行います。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　大体、給与改定というのは、１２月に上がってくるわけですね、ほとんどがですよ。これは県のほうの公立学校の条例が２８年１２月２２日に改定されたということですが、これについての連絡はないわけですか。というのは、１２月、人事院勧告が８月出ますから、したがって、人事院勧告に基づいて給与の改定というのは、ほとんどが、公務員等については、１２月議会には提案されるわけですよ。今、２８年１２月２２日、県は条例改正したでしょうけれども、その事前に連絡はないのかどうかお願いしたいと思います。

それから、今、少人数の指導特別教員というのは、ここに号給が書かれてありますが、この号給の該当者がわかってあったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　学校教育課長。

○学校教育課長（内藤　一成君）　通知につきましては、県のほうから１２月２２日の日付をもって通知をされますので、事前には、うちのほうは、わかっておりません。改定が行われることは、議員さんの言われるとおりだと思っております。一応、県の通知、議決を待って、改正をするようにしておりますので、このような専決処分になっております。

それから、給与の体系については、ちょと手持ちの資料がありませんので、どこの号給かはわかりませんが、現在今、４名の少人数の教員を配置をいたしております。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　済みません。内容じゃありません。新旧対照表、どなたかにも、ちょっと言ってましたけど、変わっていないところまでラインがあるから、しっかり見よりましたら、この１ページでいきますと、経験年数、それから、号給も全然変わりがないんですね、金額だけしか。だから、変わったところだけチェックしてもらわないと、後、給与改定あたりは、これをやるとチェックするのが大変なんですよ、ということで、くれぐれもお願いしときます。

○議長（櫛川　正男君）　学校教育課長。

○学校教育課長（内藤　一成君）　そのようにいたします。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１号は承認することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１１．議案第２号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１１、議案第２号専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度うきは市一般会計補正予算（第４号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子　好治君）　議案書の９ページをお願いいたします。

議案第２号専決処分の承認を求めることについて。

平成２８年度うきは市一般会計補正予算（第４号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

次の１０ページをお願いいたします。

専決第３号専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

平成２８年度うきは市一般会計補正予算（第４号）を別紙のとおり定めること。平成２９年２月６日。うきは市長髙木典雄。

続きまして、事前配付をいたしております左上に平成２９年２月６日専決第３号と書いております予算書、４ページものをお手元にお願いいたします。予算書の１ページをお願いいたします。

専決第３号平成２８年度うきは市一般会計補正予算（第４号）。

平成２８年度うきは市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正、第１条。

繰越明許費の追加は、「第１表　繰越明許費補正」による。平成２９年２月６日。うきは市長髙木典雄。

３ページをお願いいたします。

「第１表　繰越明許費補正」１追加、８款２項道路橋梁費、事業名、一般道路新設改良事業、

道路改良舗装工事費等でございます。繰越明許の金額が１，９０６万円でございます。

続きまして、同じく８款２項道路橋梁費でございます。事業名が辺地道路整備事業、工事につきましては工事請負費等でございます。金額が２，４５１万円でございます。

以上２件につきまして、繰越明許費の専決による補正を行ったところでございます。

専決理由につきまして、まず、上のほうでございます、高見地区の市道、犬星・久保線及び山北地区の市道、吉広・宮園線の道路改良工事におきまして、犬星・久保線におきましては、開水路部分を暗渠にすることでの地元協議に時間を要したこと、また、吉広・宮園線につきましては、相続登記に時間を要したため、工事発注に際しまして適正な工期の確保が困難となり、年度をまたぐ工期が必要となったため、専決により繰越明許費の補正を行ったものでございます。

下の段でございます。つづら地区の市道、三寺払・つづら線におきまして、地権者との協議に時間を要し、適正な工期の確保が困難となり、年度をまたぐ工期が必要となったため、専決により繰越明許費の補正を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２号は承認することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１２．議案第４号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１２、議案第４号平成２８年度うきは市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第４号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　お手元の資料の４９ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４号平成２８年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）。

平成２８年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５３０万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億４，０８６万８，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。平成２９年３月３日提出、うきは市長髙木典雄。

お手元の資料の５５ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、国庫支出金、１項国庫負担金、療養給付費負担金、それから介護納付金負担金、後期高齢者支援金負担金、それぞれ療養負担金、介護負担金、後期高齢支援金の３２％相当分が国庫補助として入ってまいりますが、その金額の確定通知により今回補正をしております。療養給付費負担金については４４９万６，０００円の増、介護納付金負担金につきましては７７２万７，０００円の減額、後期高齢者支援金負担金につきましては１８２万１，０００円の増額です。

２目高額医療費共同事業負担金、これにつきましても、高額医療共同事業負担金の４分の１相当額の金額で７８６万８，０００円の増額になっております。

３目特定健康診査等負担金、これにつきましては、特定健診等の事業に対しまして国の３分の１相当の補助がございます。事業が完了しておりますので、その分の精算を行い、実績報告書に基づき、補助金の減額を上げております。減額８８万８，０００円。

続きまして５６ページ、国庫支出金、２目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、これにつきましては、国民健康保険制度に関する関係準備事業で補助金が出ております。交付金は１００％になっております。内容につきましては、準備に対する納付金算定基礎ファイル作成１１２万３，２００円で契約は終わっております。それと、国保情報集約システム１３８万２，４００円で契約完了しております。執行残として減額４９万６，０００円を計上しております。

続きまして５７ページ、県支出金、１目高額医療費共同事業負担金、これにつきましては、高額医療費拠出金の４分の１が県負担になっておりますので、この確定によりまして７８６万８，０００円を増額計上しております。

続きまして、２目特定健康診査等負担金、先ほど御説明しました特定健診等の実績報告に基づきまして、県負担分３分の１相当額、９８万３，０００円の減額を計上しております。

続きまして５８ページ、共同事業交付金、高額医療に関しましては共同事業交付金、この金額

に関しましては、８０万円を超える高額医療費に対しまして交付金が入っております。補正額が３，２１５万２，０００円の増額。

続きまして、２目保険財政共同安定化事業交付金、これにつきましては８０万円未満の高額医療費に対する交付金でございます。補正額５，５５４万４，０００円の減額計上しております。

続きまして、繰入金、１目一般会計からの繰入金補正額６１２万７，０００円。この金額を一般会計から繰入を計上しております。

続きまして６０ページ、歳出。

一般管理費、国民健康保険事業の処理システム、先ほど申しました補助金の減額のところで、納付金の算定基礎ファイルと国民情報集約システムの契約完了が終わっておりますので、執行残４９万６，０００円の減額補正をしております。

続きまして６１ページ、一般被保険者療養給付費、先ほど療養給付費の負担金、国庫負担金の増額がございまして、財源内訳を組み替えております。国庫支出金４４９万６，０００円、一般財源同額４４９万６，０００円の減額をしております。

続きまして６２ページ、一般被保険者高額療養費、これにつきましても、共同事業の金額で１億５，５５４万円の増額で、その内訳の中で、その他の財源で共同事業分２，６５７万１，０００円を組み込みましたので、財源組み替えをしております。

続きまして６３ページ、後期高齢者支援金、これにつきましても、歳入の後期高齢者支援金負担金の増額が入っておりますので、特定財源の国庫支出金を増、一般財源を減額の財源組み替えを行っております。

６４ページ、介護納付金、これにつきましても、歳入の介護納付負担金の減額があっておりますので、国県支出金の減額７７２万７，０００円をいたしまして、財源の組み替えを行っております。

続きまして６５ページ、共同事業拠出金、高額医療費拠出金、県内の市町村で８０万円を超える医療費に対する市町村間財源負担調整でございます。国庫の分で、先ほど歳入がございましたので、国県の支出金のところを１，５７３万６，０００円、その他の財源で３７３万９，０００円財源の組み替えをしております。

２目保険財政共同安定化事業拠出金、これにつきましても歳入の減額がございまして、安定化交付金が５，５５４万４，０００円減額になっております。そのうち、２目につきまして５，３７０万２，０００円を財源で減額をしております関係で一般財源がふえております。

続きまして６６ページ、１目特定健康診査等事業費、特定健診委託事業が完了しておりますので、これに伴いまして、執行残を減額しております。減額５５０万円。

それから、２３節償還金でございますが、過年度の特定健康診査平成２７年度分でございます。

国庫負担金の返還金と県費負担金、これにつきましては、精算につきましては、集団検診の場合には精算ができるんですけれども、病院等での個別受診をされた場合については、レセプトが市に返ってくるのが３カ月程度かかりますので、翌年度精算となります。それにつきまして、２７年度分の確定精算を行いまして４７万４，０００円、県費２１万６，０００円の返還確定というような処理をしております。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　まず、５６ページでありますかね。国民健康保険制度関係準備事業費ということで、事業確定によって４９万６，０００円の減額でありますが、この財源は、補正１号で１６２万円ですね。それから補正第３号で１４０万４，０００円という予算措置がされたわけですよ。これが歳出のほうで見ますと、６０ページで歳出のほうが記載されてあります。国民健康保険事務処理システム改修委託料ということでありますが、２回に分けて予算がついてありますけれども、２回委託やったのか１回でやってしまったのかですね。これ１点お願いしたいと思います。

先ほど申し上げたように、６月の補正で１６２万円、それから１２月９日の補正で、第３号で１４０万４，０００円の予算が組まれてあるから合わせて、そこに書いてありますように３０２万４，０００円の予算が組まれてあったけれども、事業確定によって４９万６，０００円。その事業が一遍にやられたのか２回に分けて入札したのかということですね。

それからもう一つは、国民健康保険というのは全国的に安定化されてないわけですよ。それにもってきてここに５，０００万円というのは削減がなされているわけですね。それはどういうことでそのような削減がなされているのかどうか、こういう削減をやりますと、当然、一般会計からもっていかなきゃならんということになる。５８ページで、保険財政共同安定化事業、これでパーセントでいきますと５％ですけどね、金額では５，５５４万４，０００円というのは高額な金額になるわけです。これがあるために一般会計から今度も繰り出しをしなきゃならんというようなことになってありますが、これは一体どういう基準でこの安定化を図ろうとしているのか、それがわかってあったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　まず、１点目。支出です。６０ページ、納付金、金額的には、おっしゃるとおり当初予算、補正前で３０２万４，０００円予算を計上しております。これにつきましては、国のシステム改修を行う仕様書が決まって申請を行うという流れになっておりますので、２回に分けて申請をしております。ですから２回に分かれまして補正をせざるを得なかっ

たということで、２回分でございます。

続きまして５８ページ、共同事業交付金で、共同事業交付金１目３，２１５万２，０００円の増額と、２目で保険財政共同安定化事業交付金と、これは減額の５，５５４万４，０００円ということでの御質問だと思います。

もう一度御説明申し上げますけど、１目につきましては８０万円、医療費で８０万円を超える分に対する交付金でございまして、２目は８０万円未満の交付金でございます。これ自体が、県内の市町村の高額医療費に対する負担調整ということで、支出で拠出金が上がっておりますけれども、各市町村が拠出をしてその配分として各市町村に交付金を割り振るということで、１目の部分については３，２１５万２，０００円増額になったということは、当初よりうきは市に対する配分が多かったと。配分がきたということですから、うきは市内の医療費が少なかったのもあるでしょうし、全体的に８０万円を超える方が少なかったという理由もあるかもしれません。うきは市に対する配分です。

ところが２目につきましては５，５５４万４，０００円の減額というのは、拠出した金額に対して配分がかなり少ない。これはうきは市だけでございません。全体の高額医療費８０万円未満の医療費の支出が、県内、これ全国的なんですけれども、高額医療費の支出が多くて、予定した配分ができなかったということで、簡単に言いますと、例えばどっかの市がかなり高額医療、ここの部分の支出が出たら、そちらのほうに穴埋めをみんなでしようと。うきは市が極端に支払いが多かった場合、負担が急増した場合は、ほかの市町村から応援しようという性質のものでございます。ですから、県内のどことはわかりませんけれども、かなりの高額医療費の支出が突出した市町村があって、そこの部分については財政支援ということで、各市町村が予定した分を減額してそちらのほうに当てると。そういう意味合いの交付金でございます。そういうふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。１番、岩淵議員。

○議員（１番　岩淵　和明君）　１点だけお願いということになりますけれども、一般会計からの繰入金が６１２万７，０００円ということで今回改めて上がっております。それで、最終的に法定外のとこの資料をつくって、見込みですね、今のところ現状どうなるのか資料ができたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　岩淵議員さんのおっしゃっている部分につきましては、資料の

５１ページにもございますけども、繰入金として４億６，４３３万８，０００円という内訳ということでございますが、あくまでも現在では概算でございます。医療費の支出が、まだ、今現在で１２月分までございます。医療費の請求、レセプトが来るのがまだこれからどんどん来ますので、支出の額が固まらないと繰入金も最終的には固まらないということでよければ、資料をお出しできますけれども、今のところ法定外で見込まれている金額でよければ、約１億円程度を想定しております。これについては医療費の支出によって法定外変わりますので何とも言えないんですけれども、今の予定での予算枠内で推移すれば、法定外の見込みが、昨年が４，０００万円でございました。本年度は約１億円程度見込んでおるという御回答でよければ、口頭でいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　１番、岩淵議員。

○議員（１番　岩淵　和明君）　概算しかわからないということで、今、口頭で申し上げられた１億円というところを法定外で想定されるということですね。そうすると、昨年との関係も含めてですけれども、先ほど高額医療との関係が非常に多いというような状況だと思うんですけれども、この高額医療というのが非常にふえているという認識がインプットされているんですけど、そういう意味ではここ財政の全体の状況を、共同拠出金も含めてですけど、出すのと入れるのと両方あるわけですけれども、昨年のときは、たしか共同拠出金は結構うきは市にとっては有利な条件があったと思うんですけど、ことしはそうじゃないような状況があるのかなという、ちょっと危惧をしているんですけど。その辺の見込みというのか、全体の、今、要は何を心配しているかというと、料金ですね。のところに影響を与えるほどの状況があるのかどうか、ちょっとそれを確認したいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　議員さんの御指摘されたところの料金というのは税率という……。（「税率です」と呼ぶ者あり）

非常に難しい御質問でございまして、現在の段階で推移すれば、現状の税率で推移したいと考えております。ただ今御指摘のように、Ｃ型肝炎、前回の議会でも御説明しましたが、ハーボニーという薬が１２週投与で約５００万円、肺がんの特効薬として言われておりますオプジーボでは１錠８万円、年間３，５００万円という医療費の支出がうきは市からも支出しております。が、これうきは市だけに限った問題ではございません、全国的な問題でございまして。昨年末に薬価審議会が開かれまして、１月分から、薬価の改定ということで、最終的には２月の使用分ということに決まったと聞いておりますけれども、金額の薬価見直しを薬価審議会のほうもやっております。ですから、ちょっと極端な超高額新薬が出た関係で、２７年度後半から２８年度は、

相当やはり高額医療につきましては苦しい財政になっておりますが、超高額が、高額のレベルになったのではありますけれども、それでも高いんですけれども、使用についての制限等も出ておりますので、そう大きく、高額については、今、２８年度のような形が継続しないように、国のほうも厚生労働省のほうも、医療機関とそれから薬価審議会のほうで協議をもっておりますので、そういう方向で、今のままでいきたいなと思っております。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　それでは１点お聞きしたいと思います。

補正予算書の６６ページ、最後のページになりますが、１３節委託料、特定健診委託料が５５０万円の減額となっております。当初予算が２，４８８万３，０００円から減額だと約２割の減額になりますが、これとこれだけ医療財政が非常に圧迫する、これはもう国全体の話ですけれども、この減額との因果関係を教えてください。結局５５０万円がかなり減額になっていますから、その原因の因果関係です。よろしく。

○議長（櫛川　正男君）　市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　御指摘のところは、国庫補助、県費補助等の兼ね合いもありますので、御説明申し上げます。

当初、予算としては２，４８８万３，０００円を計上しております。５５０万円ということで、１，９３８万３，０００円で終わっておるんですけれども、この原因につきましては、集団検診と個別検診という形でございます。集団検診用バスで受診していただくのと、それから病院で受診していただく。予定が、集団検診で２，８００名を見ておりました。これが、２，４４３名、３６０名ほど少なく、それから個別、病院にかかる個別検診を受けられる方を４００名見ておりましたが、これが１６５名、集団検診の単価につきましては４，１９０円、個別受診については５，４９０円を見込んでおります。

ということで、予定者の受診人数より少なかったもんですから、これ単価契約をしておりますので、その分の減額で現行の契約をしておる、ということで減額になったということでございます。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　それじゃあ、減額の理由はわかりましたが、例年との比較によると、大体同じペースでこういうきているんですかね、前の決算書なり持ちませんから。今年度が特にその５５０万円という金額が、集団、個別それぞれ人数が減ったと。減ったということは検診を受けずにやはり病気の原因等々につながっていくという単純な思いもありますけどね。これまでの、今年度に限っての、もうほぼ３月補正ですから、もう決算に近いところですから、そう

いう関係をちょっと知りたいなという質問でございます。

○議長（櫛川　正男君）　市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　手元に持っております成果表でございますが、２７年度の成果表で２，４８８名でございます。ですから、１００名ほどは昨年よりは受診者の人数はふえております。そういうことで、若干ですけれども検診人数の増加は見られると御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　今の成果表から見ての今年度に限っては、今年度については受診者がふえているちゅうことだったでしょ。（「はい」と呼ぶ者あり）

ふえているのに５５０万円の減額になっているというその実態がどうなのかということを最初からお聞きしようと思ったんですよ。そういうことですから、もう３回目でしょうから終わります。お答えください。

○議長（櫛川　正男君）　市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　人数と減額の御質問だと思いますが、これは検診が、心電図の取り扱いをふやしておると聞いております。で、全く同じ検診の内容ではございませんので、その辺の内容についての変更、検診の単価については増減をしておると思いますが、当初から見ておった金額については５５０万円の減額をさせていただいております。

以上です。（「検診の内容が変わったちゅうことですか」と呼ぶ者あり）

心電図について、追加をしたというふうに聞いております。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４号は可決することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１３．議案第５号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１３、議案第５号平成２８年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元　正徳君）　お手元の資料６７ページをお開きいただきたいと思います。

議案第５号平成２８年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）。

平成２８年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６８１万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億３，５８４万４，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

お手元の資料の７３ページをお願いいたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、補正額６８１万８，０００円、一般会計からの繰入金の減額でございます。

続きまして７４ページ、歳出、総務管理費、一般管理費、補正額１７６万７，０００円の減額、節で共済費等、共済費２３万円、賃金１５３万７，０００円の減額をしております。

この人件費の減額につきましては、当初予算で産休による臨時職員の賃金を計上しており、その後、職員配置がされております。その後、９月になりまして職員が病気入院を取得いたしまして、その関係で臨時職員の雇用をするために予算を確保しておりましたが、最終的に総務課のほうで対応していただいておりますので、今回人件費として１７６万７，０００円を減額しております。

続きまして７５ページ、１目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額５０５万１，０００円でございます。

これにつきましては、後期高齢医療の連合会より２８年度の納付金の精算通知が来ております。確定通知が来ておりまして、その分で、５０５万１，０００円減額されておりましたので、その金額で予算を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第５号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第５号は可決することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１４．議案第６号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１４、議案第６号平成２８年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（今村　一朗君）　補正予算書７７ページをお開きください。

議案第６号平成２８年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第３号）。

平成２８年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５８０万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億７，７２８万１，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

まず、８４ページをお開きください。

歳出のほうから説明をいたします。

歳出の１款１項１目総務管理費でございます。

平成２９年１月に退職となりました自動車学校職員の退職手当６４６万２，０００円を計上し

ております。

なお、この退職に伴いまして、当該職員の２月以降の給料予算が不要となっておりますので、それに相当する金額を減額補正とさせていただいております。よって、歳出の補正が５８０万１，０００円の増額ということになります。

次に、歳入のほうでございますが、前のページの８３ページをお開きください。

歳入は、３款１項１目、財政調整基金繰入金でございます。

退職手当の財源に充てますので、財政調整基金の退職手当積立金から繰入金として５８０万１，０００円を充当しているところでございます。当初予算のときの１，５８８万９，０００円に５８０万１，０００円を追加しまして、繰入金の合計が２，１６９万円ということになっております。

以上で説明終わります。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　それじゃあ、御不幸なことに心からお悔やみ申し上げたいと思いますが、お尋ねしたいのは８４ページ、内容はもうわかりました。それであと、委員会の研修等で、今村校長のほうから指導員の補充、資格取得もなかなか困難な話を聞いておりますが、この補充については今期はないということでしょうけど、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　自動車学校長。

○自動車学校長（今村　一朗君）　まだ詳しく今後の、計画についてはまだ決定しておりませんけれども、少子高齢化の関係で、若干入校生のほうが少なくなっております。その件もありまして、学校の中では、すぐ補充をという話はありましたけれども、経営の観点から考えて、どういったことが一番適切かを踏まえて、今後補充するかどうかについては決定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第６号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩とします。１３時１５分より再開します。

午後０時12分休憩

……

午後１時15分再開

○議長（櫛川　正男君）　再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１５．議案第１６号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１５、議案第１６号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元　正徳君）　議案第１６号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

推薦人、宮﨑浩。住所、生年月日、職業につきましては記載のとおりです。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１６号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１６号は適任とすることに決しました。

―――――――――――――――――――・――――・――――――――――――――――――

日程第１６．議案第２２号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１６、議案第２２号コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内　教道君）　議案書２０ページをお開きください。

議案第２２号コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第２４４条の２の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。平成２９年３月３日提出。うきは市長髙木典雄。

記。

１．指定管理者に管理を行わせる施設。名称、所在地。

１、御幸コミュニティセンター、うきは市浮羽町朝田５６２番地１１。

２、福富コミュニティセンター、うきは市吉井町福益１６０９番地１。

２．指定管理者に指定する者。名称、指定する者。

１、御幸コミュニティセンター、御幸地区自治協議会。

２、福富コミュニティセンター、福富地区自治協議会。

３．指定する期間。

平成２９年４月１日から平成３３年３月３１日まで。

コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございますが、御幸コミュニティセンターを御幸地区自治協議会、福富コミュニティセンターを福富地区自治協議会、指定する期間を平成２９年４月１日から平成３３年３月３１日までとするものであります。

御幸コミュニティセンターは、平成２９年４月１日から現在の男女共同参画センターに移転することとしているため、現在の建物の指定管理を３月３１日で解除し、新たに御幸コミュニティセンターの指定管理者に御幸地区自治協議会を指定するものであります。

また、福富コミュニティセンターは、旧の建物の指定管理を平成２８年５月６日で解除をしておりまして、新築に伴い、新たに指定管理者に福富地区自治協議会を指定するものでございます。

指定管理者の選定に当たっては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定により、施設の性格、規模等を考慮し設置目的に沿った効果的な管理運営を行う

ため並びに地域の活力を管理運営に生かすことが必要と判断されるため、公募によらず引き続きそれぞれの地区の自治協議会を選定をしております。

また、指定期間について、コミュニティセンターは、３年ごとに更新を行う予定でありますが、他の地区のコミュニティセンターの指定管理期間が１年間残っておりますことから、終了時期を合わせるため、４年間の指定管理を予定しているところでございます。

なお、このことにつきまして、１２月議会において４年間の債務負担行為をお認めいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２２号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２２号は可決することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１７．議案第２４号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１７、議案第２４号うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　議案書２５ページをお開き願います。

議案第２４号、議案の朗読は省略をさせていただきます。

議案書２６ページをお開きください。

うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、２６ページから２７ページにかけて記載をしております。

今回の条例改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

２６ページの条例第２条の改正の概要につきまして御説明いたします。

まず１点目が、個人情報の定義の明確化でございます。定義の中に、個人識別符号という新たな概念が導入をされております。個人番号や基礎年金番号など、さらには身体的特徴をもって個人認証に用いるものを個人識別符号と定義をし、それを個人情報に含められることを明確化するものでございます。

２点目が、要配慮個人情報の取り扱いについてでございます。人種、信条、病歴等を要配慮個人情報と定義するとともに、その取り扱いについて規定するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の３ページをお開きください。

新旧対照表第２条第１号及び第２号は、個人情報保護の改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び個人識別番号の定義を新設をしたものでございます。

続きまして、新旧対照表４ページをお開きください。

同条３号につきましては、要配慮個人情報について新たに定義づけをしたものでございます。

それから、同条第６号につきましては、情報提供等記録について新たに番号法第２６条を追加をしたものでございます。この番号法第２６条につきましては、番号法第２３条を準用する場合に、準用漏れ等が生じないようにするために追加したものでございます。

続きまして、第６条は同条第２項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項各号を削除するものでございます。

新旧対照表の５ページをお開きください。

第３３条につきましては、今回の改正において、電磁的記録の定義が第２条に記載をされましたことから削除をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　総務課長に、内容に入る前に確認したいんですが、この内容の概要は、ネットで個人情報保護法の改正内容で理解を、概念的には理解しました。それで以後、きょうの予定にも条例の改正、親法の改正で幾つも出てきます。それで、前は国のほうから条例の準則等が出ておりました。ところが、地方分権の関係でそれが一応閉ざされておりました。ただ、

今もなお条例の令ということで、国からこの条例改正の案というのは出てきてると思うんですよね。だから、ちょっと変えるんが難しゅうございますから、早い話が、条例の令に基づく改正なんだというふうに言っていただくと、私たちももう、なかなか解読するのはほかの条例は難しゅうございます、特に人事それから給与等の改正についてですね。ですから、以後の条例改正については、条例の令に基づいての改正というふうにまず説明いただくと、非常に安心して賛成ができると思いますがいかがでございましょうか。そういうことでどこの自治体もやってると思うんですよ。ぜひ基本的な情報としてお答えいただきたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　国からの、そういう条例令といいますか、そういったもの来ておりますので、説明前にそういうものが来て、改正するものにつきましてはそういう形でやらせていただきたいと思います。（「じゃあ、今後も、令によりますと言ってもらうよう皆さんにお願いしときます」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２４号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４号は可決することに決しました。

日程第１８．議案第２５号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１８、議案第２５号うきは市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　議案書２８ページをお開き願います。

議案第２５号。議案の朗読は省略をいたします。

議案書２９ページをお開きください。

うきは市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、２９ページに記載をしております。この案件につきましては、平成２９年４月１日から区長委嘱の廃止に伴い、うきは市表彰条例の一部を改正をするものでございます。施行期日は平成２９年４月１日となるものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表６ページをお開きください。

条例第３条上段５号を削り、６号を５号とするものでございます。

条例第４条中第７号を第８号とし、１号から６号までを１号ずつ繰り下げ、同条に第１号として、市政に多大な貢献をした者を加えるものでございます。

区長委嘱につきましては、廃止となりますけれども、地域を代表する区長さんは今後も継続をしていただくこととなります。そのため、第４条第１号に関しましては、うきは市表彰条例施行規則の一部改正も行うこととしております。社会功労者表彰基準の改正の中で、新たに市政への貢献という表彰区分を設け、その中で、自治協議会会長、区長、その他、市政に多大な貢献をした者及び団体を加える予定としているものでございます。区長さんに対します表彰につきましては、今後も継続できるような対応を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２５号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５号は可決することに決しました。

―――――――――――――――――――・――――・――――――――――――――――

日程第１９．議案第２６号

○議長（櫛川　正男君）　日程第１９、議案第２６号うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内　教道君）　議案書の朗読については省略をさせていただきます。

３１ページをお開きください。

うきは市防災会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、うきは市防災会議設置条例の一部を次のように改正する。

第３条第５項第１３号を次のように改めるとしておりまして、１３号、自治協議会代表。附則、この条例は平成２９年４月１日から施行するということでございます。

新旧対照表で御説明させていただきます。対照表の７ページをお開きください。

うきは市防災会議設置条例第３条第５項に、委員の選出団体等について規定をしておりますが、その中の１３号に、うきは市区長協議会会長及び副会長と規定をしております。しかしながら、平成２９年４月１日から区長への委嘱が廃止され、うきは市区長協議会も廃止されることから、かわりに地域代表として、自治協議会代表を選出団体として規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　現在、１３号ですか、うきは市区長協議会会長及び副会長とあるのを、自治協議会の代表ということに変えるわけですね。その自治協議会代表というのは１１人おるわけでしょ、言いかえれば。そのように解釈していいわけですか。それぞれの自治協議会の代表として会長を定めてありますが、そうしますと、これ１１人追加ということになるわけです。委員定数は、６番目に決められてあります３５人以内ということですからね。いわゆる区長会は協議会があって、会長、副会長、おったが、２名ですね、これについてはですよ。自治協議会の代表ということになりますと１１名と解釈されますが、この辺の相違点について答弁をお願いします。

○議長（櫛川　正男君）　市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内　教道君）　自治協議会につきましては、御指摘のとおり１１の自治協議会がございます。代表としてやらせていただきますのは、各旧町からそれぞれ１名ということ

で、２名を想定をしております。

○議長（櫛川　正男君）　１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　それじゃあ、この自治協議会代表というのは修正しなきゃならんわけでしょ、じゃないとこのままだったら、どこの自治協議会も代表ですから、防災会議ということに出席しなければならないことになるですね。今、各町から１名ずつということになりますと２名ですから、このままの文書でいいかどうか、ということですよ。

○議長（櫛川　正男君）　市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内　教道君）　５項にそれぞれ各選出団体等が書かれておりまして、御指摘のように、会長なり１名というのが想定される表現になっておるところがあります。

代表という形で、そして依頼をするときに、人数については指定をして御依頼をしていきますので、代表という形で、そして２名という形でいきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川　正男君）　三園議員、いいですか。

ほかにありませんか。１４番、藤田議員。

○議員（１４番　藤田　光彦君）　関連ですけど、自治協議会はまとまった連絡協議会とかそういうのはつくらないということで、１１名みんな平等、同じ立場だということだったから、今、三園議員からもあったように、この表現はちょっとおかしいかなということで、私も同じような質問したいと思います。

それと、もう一つ。これ関連の関連ですけど、区長協議会ちゅうのが今あって、これがなくなるから自治会にちゅうことですけど、どうも話によると、区長会の連絡会みたいなのをまた発足するような話をちょっと聞いたんです。区長会は委嘱しないから、それの連絡会みたいな、連絡協議会みたいな、名前を変えるような話だけど、その意味があるのかどうか、それもちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（櫛川　正男君）　市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内　教道君）　表現の関係でございますが、１１の自治協議会会長さん方に集まっていただきまして、１１の自治協議会を代表して、どなたを出ていただくというような、まあ、会議といいますか、手続をとって２名出てきていただきますので、代表という表現でよろしいかというふうに考えておりますが。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　藤田議員さんからの御質問でございます、４月１日以降の自治協議会の中で、区長さんの会議の関係のお話のことと思いますけれども。４月１日から、区長さんが今までやっていた業務を、全部自治協議会のほうに一旦流して、そちらのほうから区長さんのほうに委託をしてもらうという流れでございます。

それで、２９年度に限りまして、そういう事務がうまく流れていくかという部分を確認をさせていただきたいと思っております。今まであったような、区長協議会の役員連絡会というふうな内容の会議ではございませんで、移行した業務がうまく流れていますか、というふうな部分の確認をさせていただきたいと思っております。２９年度については、２回程度を予定をしているところでございます。

○議長（櫛川　正男君）　１４番、藤田議員。

○議員（１４番　藤田　光彦君）　連絡会が１年間という猶予をつけて、今までの継続があるからということの猶予期間みたいにするんかな、という気がしますけれども。要は、区長会が連絡協議会みたいなところで、まとまったグループ団体として、そこに代表がまたなられたならば、自治会は平等で横一線でいっとるわけですね、今のからすると、町で１人ずつ代表ができること自体もちょっと疑問だけど、それもおかしいんですよね。

それと、区長の連絡会ができるちゅうことは団体になるんですね、そこの代表が。だから、発言権が出てきたら、区長の代表として連絡会の会長がまた出るとするですよね、そのときに自治会の位置づけと区長の位置づけが、また、もとに戻るような傾向になるから、これをきちっとやめとかないと、自治協議会はあくまでも自治するということで、区長委嘱をなくすことの一つの目的はそういうことなんじゃないかと思うんですね。だから、その辺がどうもずるずる、ずるずるなってきとるから、この際、きちっとしたほうがいいんじゃないかということで、この案件とは、条例とはちょっと違うかもしれませんけど、その辺ももう一回きちっとやったほうがいいんじゃないかと。

それともう一つ、４月の３日だったかな、今度１日が土日になるから３日に区長の連絡会が、区長をみんな集めて、自治会の代表も集めて一緒に会議をするような話を聞いてるけど、これの意図は何かを、それもお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　４月以降の自治協内での区長さんの会議につきまして、その代表を決めるとか、そういった部分についてはこちらとしても考えてはおりません。あくまでも、事務的にうまく流れているかという部分、そういった部分を確認させていただきたいということで、自治協議会のほうにも了解をもらいましたし、区長会のほうにも了解をもらっているところでございます。

それから、４月３日に予定をしておりますけれども、区長さんの業務の説明会ということで、例年でしたら、毎年、年度当初の初日に全区長さん、１５８名の区長さんお集まりいただいて、市のほうから一年間の事業等の説明をさせていただいておりましたけれども、２９年度につきましては、そういう業務の内容についての説明会を、浮羽町１、吉井町１に分けて、自治協議会主

催のもとで開催をする予定としているところでございます。

○議長（櫛川　正男君）　７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　私も関連になります。短い、簡潔にわかりやすい条例の改正でありますけど、これ自治協議会の代表というふうに、改正の時点で相当議論があったと思うんですけど、本当にこれでいいのかということで、その結果でここの改正案で出てきてますけど、もう私たち議会は、この自治会には、藤田副議長がおっしゃるとおりに、代表はつくらないということはみんな共通認識なんですよ。また区長の代表が１年に限るとか、そういうものまで飛び出してくる。私たちは今まで議論したのは何なのかという思いがします。この区長委嘱も、今年度廃止するともうずれにずれたくって、いろんな、二転、三転して今日来て、今どうにかおさまって、新しく今年度で区長制度は委嘱が終わるということに、どうにか足が着こうとしているのに、まだこんなやり方してるという印象ですよ。

これは、課長、議論はありましたか、こういう表現でいいのかなと。皆さんおっしゃるとおりに、区長会の代表じゃなかったら自治協議会の代表は置かない、それぞれ対等だと、これは明確に皆さん共通認識ですよ。そして、区長協議会もまた１年という話も今聞いてびっくりするんですけどね。そういうことが混乱の原因になっているんじゃないですか。ここで、もしこれで可決されたら、吉井町と浮羽町、各１名という説明ですけど、それはどこに、規則もないし、ただ、そういう言葉で言ってもそれでいいよということですか。ちょっとこれは考え直してくださいよ。こんなやり方しよったら、もううまくいきません。議長、ちょっとその辺をせんといかん、こんなことしよったら。

○議長（櫛川　正男君）　市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内　教道君）　自治協議会代表という表現になっておりますが、具体的には、１１の自治協議会の会長たちでお話をいただいて、このポストにはどこの自治協議会から、いわゆる自治協議会を代表して出ていただくというような形にしていきます。したがいまして、１１の自治協議会の代表を１人なり決めていくということではございません。自治協議会を代表して、この防災会議のほうには、どこどこの自治協議会会長が出席をいただくというような趣旨でございます。

済みません、修正させていただきます。会長には限りません。自治協議会を代表してですから副会長なりが行く場合もあります。

○議長（櫛川　正男君）　７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　とにかく根本から、もうこの議案引っ込めてやり直してごらん。そうして、例えば、私が思うのに、この防災会議ちゅうのは自治の基本の一つでしょうが、しょっちゅう毎月会議はあってるかもしれませんけど、一番住民の根本にかかわるようなことなんで

すよ。だから私はこれ読んだときに、１１ある自治協議会の会長にとどまらず、その代表が出てくるというふうに私読んだから、今、気がけてなかったんです。ところが、話が全然違うから、これはもう一回考え直してください。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川　正男君）　はい、関連。１２番、髙山議員。

○議員（１２番　髙山　敏枝君）　今、話があっておりますように、各１１協議会が地域のかなめになります。だからあえて、その中から２名代表じゃなくて、やっぱり各自治がそれぞれ防災に関して自主的にやってもらうためには、全員の１１名が出るという方法はないんでしょうか。定員が３５ですか、ということになっていますけれども、それを変えてでも、やはり１１名出てもらうほうが、地域を守る、この観点にはなると思いますので、その点から考え直していただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　ここで暫時休憩とします。再開はまた追って知らせます。

午後１時49分休憩

……

午後２時04分再開

○議長（櫛川　正男君）　再開します。

市長、答弁。

○市長（髙木　典雄君）　防災会議の条例改正のあり方について、私、十二分に説明ができてなくて、大変御迷惑をおかけしているんですが。ちょっと私のほうから、この防災会議というのは非常に――あらゆる委員会重要なんですけれども、その中でも、この防災会議はすごく重要な会議だという位置づけの中で、今回の条例改正についても、何度も何度も法令協議というか、法令要義も含めて何度も協議させていただいて、しっかりした形で出させていただいているつもりであります。

まず、髙山議員のほうから、最後に御指摘のように、本当に自治協議会、地元の皆さんがこういう防災会議に参画して防災意識を高めてもらうというのは非常に重要なことであります。しかしながら、それぞれいろんな委員会、うきは市内にはある中で、この防災会議は、今の条例で３５人以内という条例の枠を書かさせていただいて、今の実人員は、区長協議会会長と区長協議会副会長のこの２人を含めまして、３３人の委員を指名をしております。当然、この２人の枠を１１人にふやせば９名プラスするわけですから、３５のところも改正しなくてはいけないということになるんですけども、ただ、２つの理由でなかなかそれは厳しいんではないかと。

まず１点は、これだけの会議の中で、委員をふやせばいいという問題じゃなくて、重要な会議を、ある程度、適正な委員の中でしっかり議論して、物事を決めて、そして、いろいろまた関連

団体、下部団体のほうに周知するというやり方が非常に重要ではないかというのが１点。

そうすると２点目は、各機関の防災会議にかかわる関係機関の人数のバランスの問題です。例えば消防団、一番、防災会議の中でも御苦労かけてる消防団は、団長１人と副団長２人の３名が委員に入られているんですけれども、もし１１の自治協議会の代表を全部上げろということになりますと、それぞれの分団長というか、そちらのほうもやはり参画、呼ばないと、非常にバランスが厳しくなる。そういう意味合いで、従前どおりと言ってはおかしいんですが、この自治体、住民自治の代表は２人ですね、ぜひともお願いしたいというのが１点であります。

そうした場合に、法令用語の問題なんですが、まず、三園議員さんが御指摘があったように、もし、自治協議会、１１の自治協議会がありますんで、それぞれの自治協議会からの代表を一人一人上げて１１人にするとなると、法令用語的には、頭に各自治協議会代表というふうにするのが正しい表現なんですけども、私どもは１１人出していただこうというふうに考えてませんので、できれば２人にとどめてほしいというふうに考えてますので、この「各」を除いて自治協議会代表ということでいいんではないかと、このように思っているということが１点であります。

そうすると２点目で、藤田議員の御指摘の中で、今回、区長への市長委嘱、もう廃止になります。今まで区長委嘱時代には、うきは市区長協議会という組織がありました。ここは１１人ではなくて８人ですね、姫治は代表で１名で、それぞれの校区ということで８名の皆さんが、この区長会長ということで、区長会長の集まりである区長協議会というのをつくっておりましたが、これは、当然３月３１日をもって廃止になるわけですが、２９年、１年に限って、ぜひ御理解いただきたいのは、区長さんは市長からの委嘱廃止になるけれども、１５８人の区長さんの仕事内容は、２８年度も２９年度も全然変わりません。市長の委嘱が廃止になるということは、市長との上下関係というか、特別公務員という身分ではなくて、まさに市長と対等の関係、いわゆる協働のまちづくりの対等の関係になるという位置づけが変わるんであって、１５８人の区長さんのお仕事の内容は、全然、２８年度と２９年度は変わりません。

そういう中で、非常に６０年以上も続いていた、市長あるいは町長からの委嘱制度がなくなるわけですから、そこらが、区民の皆さんというか、市民の皆さんが、混乱がないように物事が進んでいるのかどうかを、それぞれ１１の自治協議会の中にあります区長さんの代表の方を、ちょっとお集まりいただいて、連絡会ということで１１人、各１１自治協議会の中の区長の代表に集まっていただいて、１１人の人と年２回ぐらい、うまくいってますかねと、順調にいってますかねと、そういうことをしっかり確認をとりたい。そういうことで、区長連絡会という名称、名称というか、そういう動きがあるということを申し上げたところであります。

ぜひ、この条例改正については、もう何回も何回も議論し、かつまた私どもも、しっかりここまで、議員の皆さんに提案するに当たっては、それぞれの１１の自治協議会、自治協議会の会長

さん、事務局長さんにもしっかりお話をして今日まで来たわけでございますので、今までの経緯をしっかり御理解いただいて、何とぞ、この条例改正を認めていただければと、このように思う次第であります。

○議長（櫛川　正男君）　質疑ありませんか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　今の説明で、最初からそういう説明もあればよかったんでしょうけど、説明を聞いてもなお疑問が残ります。

まず、やっぱりその辺の説明を担当課長がすかっと冒頭に、だからこうちゅうのは……。これは私だけじゃなくて、暫時休憩のときに皆さん、「各」はついてないけど自治協議会のそれぞれの会長が出らなくても、その代表が出てくればいいんだという認識で読み取ってるんですよ。というのは、さっき言いますとおり、防災がいかに重要な基軸かということの、しかも大もとのことを考えての皆さんの共通の、全員じゃありませんけど、そういう認識でございました。市長の答弁は数が３５、そして、これは代表が伝えればいいというなふうにも、ちょっと言い方悪いかもしれませんけど、聞こえましたけどですね。

こういう防災会議、私は過去に何回も出たことがありますけど、ほとんど伝わらない。そして、特に２４年の災害を思い出していただいて、一番心配しているのは、中山間地それから屋形地区、屋部地区、こういう人たちにしっかり直接そういう現場に立たせないと、それも吉井、浮羽から各１名とか、そういう話の次元じゃないというふうな認識なんですよ。だから、そこがやっぱり、市長は、住民の命を預かる立場において、危険順位で説得するならわかるんですけど、これちょっと危険だなという気がします。だから、いま一度、考え直していただきたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　市長、答弁。

○市長（髙木　典雄君）　御指摘はしっかり承らせていただきたいとこう思います。

私どもの答弁で、非常に軽く考えているんではないかという、そういう思いの中の御指摘ではないかと思いますが、そういう軽い話じゃなくて、実は今、うきは市内には、この防災会議を初めいろんな委員会があります。本当に、今、正確な数ちょっとあれでございますが、４０団体ぐらい、幾つも委員会があります。そういう中で、本来ならば、私らのそれぞれ委員会を所掌してる各課が、全部委員をしっかり募って決めればいいわけでありますけれども、ちょうど、一番重要なのはやっぱり自治組織から出てきていただくような、どの委員会でもやっぱり、住民自治というか、自治組織から出ていただかないと、なかなか物事が進まないということで、そういう選定をさせていただいているんですが、これを各課縦割りでみんな人選を進めますと全部人が、要するに人が偏ってしまうんですね。きちんと横軸が入ればいいんですけれども、縦割りでやってしまうと特定の地域、特定の人に集中してしまう。それをやめるために、まさに横軸を入れて、こういう、その、例えば自治協議会、毎月いろいろ会合を持っておりますんで、そういう中で、

何とかバランスを持って人選をしていただけないかと、どうでもいいから誰か上げてくれとか、そんな発想ではなくて、しっかりそれぞれの委員会、審議会の目的に合った人を、うまく、うきは市内全域から、偏ることなく人選をしてほしいと、こういう意味で申し上げているところであります。

それから、くどいようですが、やはり防災会議、本当にうきはの生命と財産を守るこの防災会議、重要な会議であります。ここで大きな意思決定を決めていくわけでありますので、ここを数ばっかりそろえて議論してても、なかなか議論がまとまらないということがありますので、やっぱり審議会とか委員会というのは、それ相応の定数というか定員があって、しっかりした議論が出てくる、そういう意味合いで、この設置条例は３５人以内というのが、以前から議論されて決めていただいた、ここはしっかり踏まえていただけないかと、こういう思いであります。

○議長（櫛川　正男君）　ほかに質疑は。江藤議員は、３回終わってます。

髙山議員。

○議員（１２番　髙山　敏枝君）　市長の言われたことはわからないわけじゃありません。

ただ、理解できないのは、消防団は３名であると。しかし、これはきちんと消防団の団長とか副団長という立場があります。

自治協議会の中では、そういうものをつくらないということであります。横並び、各自治協議会の会長は横並びと言われました。その中で２名を出すということになりますと、その２名の方がどうやってほかの自治会長に伝えるのか、そういったこと。一番重要だと、防災会議、防災は、一番重要と言われましたけれども、それを人づてに聞いてやることが本当にいいのか、まさに生の会議に出て、それぞれの自治の状況から判断して、会議で臨むのがいいのか、そのことをやはりもう一回考えていただきたい。とするならば、やっぱり１１の代表が出るべきだと思います。

人数をいろいろ言われますけれども、そのあたり、どこが大事なのか。各地域がきちんとするのが一番大事であるならば、各地域の代表が出るべきと思いますが、その点いかがですか。

○議長（櫛川　正男君）　髙木市長。

○市長（髙木　典雄君）　確かに自治協議会は、そういう、かつての区長協議会のような組織化はされておりませんが、今、毎月１回会合を持って、事務局長さんだけの会議、あるいは会長と事務局長合同の会議、毎月ずうっとしっかりした意思疎通を図りながらきています。そういう中で、しっかりこの防災会議の決定事項というのは、その会議でまた紹介ができるものと、このように思っております。

それから、髙山議員御指摘のように、本当に防災、各コミュニティーというか、それぞれの自治組織に、切っても切れない大きな会議であります。私も防災会議だけではなくて、この防災にかかわるいろんな問題は、例えば、それぞれの地域に行って、出前講座であったり、防災の訓練

であったり、防災のいろんな研修会をやるとか、いろいろやっておりますので、何もこの防災会議だけが、住民に浸透する会議ではないということを、ぜひ御理解いただきたいなと、こう思います。

自治組織も、まだまだ全部行き渡っておりませんけれども、それを広げる、あるいはでき上がっている自治組織の中で、しっかり我々も、いろんな連絡調整事項をやりながら、自治組織が本当に機能するのか、しっかりコミュニティーとかコミュニケーションを図っていかなくてはいけないと、このように思っていますので、防災会議だけで、あと、市民との接点は何もないと、そういう話ではないということをぜひわかっていただきたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　今、議論になってありますのは、条例をつくるんですから、条例の改正ですよ。地方自治体が提出するのは、条例なんですよ。国は、法律といいますが。したがって、国でいうならば、うきは市の法律を今つくろうとしているわけですよ。

そこで、その「代表」という字句が使われてありますが、この条例見ますと、「うきは市土木協力会代表」この土木協力会の中にも会長、副会長が定まってあります。「うきは市建設業協力会代表」これも同じこと。あるいは、「浮羽医師会代表」これも会長、副会長決まっている。そういう会長、副会長が決まってあるところだったら２名というのは簡単です。

ところが、「自治協議会代表」というのは、今、平等に取り扱うということですから、いわゆる協議会なんかつくってないわけです。

そして、自治協議会がそれぞれまとめとるじゃないですか、今後の自治協議会の活動状況。あの中見てくださいよ。防災というのはどこの議会でも、重点事項に置いてあります。そういう重要な時期に、この自治協議会代表、これ人数は書いてないけど、今の説明では２名。そして、会長じゃなくてほかの者でもいい。何ちゅう言い方するんですか。

つまり、例えば浮羽でほかの者を出した場合、吉井が承諾しますか、自治協議会代表で。やっぱし自治協議会の代表がやってこなきゃあ。そんな曖昧な条例つくるべきじゃないですよ。

もう少し真剣に考えてください。

○議長（櫛川　正男君）　市長、答弁。

○市長（髙木　典雄君）　御指摘のように、防災会議は本当に重要な委員会だと、このように承知しております。誰でもいいから出てくれとか、そういう安易なものではないと、十二分に承知しております。

私どもの答弁で、ちょっと誤解が生じたならば、深くおわびを申し上げなくちゃいけないと、このように思ってます。

先ほどから言ってますように、特定、まあ自治協議会からいろんな委員会に出ていただきたい

と我々考えているんですが、それを、地域別、あるいは個人別に偏らないように、バランスを持ってしっかり、人選をいただくという過程の中で、それぞれ月１回会合を図っております１１自治協議会の集まりの中、会長さんであったり、事務局長さんの集まりの中で、しっかり、防災会議にふさわしい、その自治協議会の代表者というのを選んでいただけるものと、このように思ってますし、これは、防災会議だけではなくて、ほか多数ある委員会の代表もそれぞれ、委員会の目的に合った人選がしっかりなされるというふうに思っております。

そのところは、しっかり、ぜひ御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。１番、岩淵議員。

○議員（１番　岩淵　和明君）　ちょっと改めて、今、三園議員が申し上げた中身と同じことになるんですけれども、ここに、改正案の中身は代表って書いてあるんで、改めてお尋ねしますけども、そもそも、以前はその区長会、協議会会長及び副会長というふうなことが変わるということなんですけども。

もともと、その従来やっていたところの区長会のところが、今回の自治協議会の代表として、なるんだよという前提でつくっておられるのかどうかという。あくまで、さっき市長がおっしゃってた、先ほど、三園議員の答弁の中で、自治協議会の中で、そっから出されたものという形にするのか、そこの辺について、事前に、逆に、了解もらってる話なんですか、これ。

さっき、自治協議会では代表をつくらないというふうにずっと言ってきているわけで、その辺のところについて何の説明もない。ちょっともう一回確認したいんです。

○議長（櫛川　正男君）　市長、答弁。

○市長（髙木　典雄君）　まず、２つの御指摘があったと思うんですが、まず１点目は、今年度までは、区長協議会会長と副会長が代表ですから、いずれとも区長さんであります。

今回、条例改正を認めていただくようになりますと、今度は、区長さんというふうに限定しないで、自治協議会の代表の方に出ていただく、で、区長さんは、自治協議会の傘下というか、自治協議会の中に入ってきますから、自治協議会イコール区長ではないわけです。

したがって、自治協議会の代表の方に入っていただくということが１点です。

そうすると２点目は、確かに、三園議員が御指摘のように、今の防災会議設置条例でも、この委員は全て、いわゆる組織化された代表の会長がほとんどであります。そういう中にあって、自治協議会だけは１１人が組織化されてないということで、そこで、非常にわかりづらくて、こういう御質問を多数いただいているんではないかと思います。

しかし、組織化されてなくても、私どもが申し上げたかったのは、横並びでずうっと意思疎通を図ってきておるんですが、毎月定例会を持って、我々行政も窓口に入って、定例会を持ってずうっと意思疎通を図ってきてますんで、そこのところは実質、全体の意思疎通が図った団体とい

うふうにみなしていけるんではないかと、このように思っております。

○議長（櫛川　正男君）　１番、岩淵議員。

○議員（１番　岩淵　和明君）　改めてお尋ねします。この表現の「代表」というのは、自治協議会のその中で認識されてる言葉なんですか。それが前提に立って、今回、条例の改正をしてるっていうことですか。

○議長（櫛川　正男君）　市長、答弁。

○市長（髙木　典雄君）　当然、１１の各自治協議会、いろんな機構があります。共通的なのは、会長さんがいて、事務局長さんがいて、その下に福祉部会があったり、区長部会があったり、あるいは、もしかしたら防災関係の部会があるかもしれません。

したがって、我々はそこで、誰をという指定はしないで、皆さんの中で自主的に、例えば、この条例改正が認めていただければ、大体２名ということで規則とか要綱を、条例改正が認めていただけるならば、その後絞り込んでいこうかなと思っているんですが、こちらのほうから「会長」とか、「事務局長」とか、そういう縛りはかけないで、皆さんの合意のもとでどなたかふさわしい人に出してください、ということですから、可能性としては、ある意味、自治協議会の中で、防災部会みたいなのがあれば、その防災部会長さんが出てくるかもしれません。

ただ、我々はちょっとそこまで誰々をという指定はしない、ということであります。（「いや、一旦は自治協議会で事前にこの話を、「代表」という言葉を、定義ですね、認識しているかどうかということを聞いている」と呼ぶ者あり）

大変失礼しました。十二分に、月１回のミーティングを重ねて今日まできてますので、十二分に理解していただいていると、こう思ってます。

○議長（櫛川　正男君）　ここで、暫時休憩とします。

直ちに、議会運営委員会を開きますので、第一委員会室にお願いします。

また、追って再開は連絡します。

午後２時28分休憩

……

午後２時42分再開

○議長（櫛川　正男君）　再開します。

お諮りします。議案第２６号につきましては委員会付託にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６号は委員会付託とすることに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２０．議案第２８号

○議長（櫛川　正男君）　日程第２０、議案第２８号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤　一成君）　議案の朗読は省略をさせていただきます。

３５ページをお願いいたします。

うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。これは、教育委員会規則、うきは市就学指導委員会設置要綱の規則の改正に伴いまして、名称を「うきは市教育支援委員会」に改めるもので、この名称が変わるということです。２９年の４月１日から施行を予定しております。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。１３番、三園議員。

○議員（１３番　三園三次郎君）　今ので、「うきは市就学指導委員会」の名称を「うきは市教育支援委員会」に、これ変更してあります。

内容を見てみますと、「必要な事項を調査審議する」ということになってありますが、この「支援」という用語を使った理由をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　学校教育課長。

○学校教育課長（内藤　一成君）　今までが、就学相談、就学先の決定等を就学指導委員会で審議等を行っていたわけなんですけれども、やはり、その後の一貫した支援を行うというところで「教育支援」というふうに名称を改めるところです。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２８号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２８号は可決することに決しました。

日程第２１．議案第２９号

○議長（櫛川　正男君）　日程第２１、議案第２９号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤　一成君）　先ほどの議案第２８号に関連するものでございます。３７ページをお願いいたします。

うきは市特別職の職員である非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。これは、先ほど申しましたように、「就学指導委員会」という名称を「教育支援委員会」というふうに変えるもので、報酬等の名称が変わるものであります。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　この議題にですね、直接かどうかわかりませんが、市長がまずいらっしゃいますんで、今後のことでちょっとお聞きしたいと思うんですが。

きょうの新聞に、「あしたの計画」ということで、「非正規職員に残業代支給へ」という大きく出ておりました。今まで、残業をもししても、代日、代時間で処理しとったのを、そういうふうに働き方改革の動きのほうで明確に載っておりますけど、特に福岡市が、４月から残業代、それから期末手当の支給も、ということでここにありましたもんですから、きょうの議案とちょっと関連すれば関連するかなと思いましたが。

そういう動きが、今後そういう方向にも広がっていくということが書いてますけども、市長の段階でそういう動きがあるのかどうかをですね、ちょっとコメントをいただければと思うんですが、参考までに。

○議長（櫛川　正男君）　髙木市長。

○市長（髙木　典雄君）　御指摘のように、非正規職員の働き方のあり方については、いろいろ話題になっているところであります。そういう中で、今、国のほうが、国家公務員というか、国家

公務員の臨時職員、正式には国家公務員は、「期間業務職員」という名称がついているんですが、うきは市で言う臨時職員、期間業務職員のあり方は、いろいろ今、処遇のあり方の見直しがなされてます。

ここの結論が出ますと、また総務省のほうから、自治体への通知等もあろうと思いますので、そういう動向を見ながら、うきは市としてもしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２９号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２９号は可決することに決しました。

―――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第２２．議案第３０号

○議長（櫛川　正男君）　日程第２２、議案第３０号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　議案書３８ページをお開きください。

議案第３０号、議案の朗読は省略をさせていただきます。議案書の３９ページをお開きください。

３９ページから４２ページにかけまして、改正内容を記載をいたしております。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の制度改

正に準じて本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、基本的に国からの準則等に従いまして改正をしているものでございます。

まず、３９ページからの第１条の規定分につきましては、育児介護休業法の改正に伴い、育児または家族介護を行う職員を支援していくため、介護休暇を３回まで分割して取得できるようにするものでございます。

２点目に、介護のため、勤務時間を２時間まで短縮できる介護時間制度の創設でございます。また、あと、その他の改正を行うものでございます。

改正の内容の説明につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の２２ページをお開きください。左側が改正案でございますが、第３条第２項、それから第５条、第６条第２項につきましては、準則に沿った文言の整理等を行わせていただいているものでございます。

第７条の３は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を行うものでございます。

２２ページの第１項で、小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員の請求に基づき、深夜勤務午後１０時から翌日午前５時までを制限するものでございます。

続きまして、２３ページになります。第２項につきましてですが、３歳未満の子のある職員は、請求により時間外勤務を免除することができるものでございます。

続きまして、第３項では、小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員の請求に基づき、時間外勤務を月２４時間、年間１５０時間に制限するものでございます。

第４項では、前３項の規定を、要介護者の介護の必要な職員に準用する規定でございます。

子育て中の職員等については、これまでも、管理職等が一定の配慮は行ってきておりましたけれども、国家公務員に準じて制度化を図るものでございます。

続きまして、２４ページをお願いをいたします。２４ページ、第１０条、第１１条につきましては、準則に沿った文言の整理をさせていただいているものでございます。

続きまして、２５ページになります。第１４条につきましては、介護休暇を６月を超えない範囲内で３回まで分割をすることが可能となる規定でございます。

それから続きまして、２６ページでございます。１４条の２第２項につきましては、介護のため最長３年、１日２時間まで介護のため勤務をしないことができる介護時間制度を新設する規定を定めたものでございます。

続きまして、第３項でございますが、介護時間分を給与額から減額することができると、減額する規定を記載しているものでございます。

同じく２６ページですけれども、第１５条、第１７条につきましては、第１４条の２の追加に

伴う文言の整理を行っているものでございます。

以上が、議案書の３９ページから４１ページにかけての改正条例案１条に係る規定でございます。

続きまして、議案書の４１ページから、改正条例案の第２条についてでございます。

こちらも、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の２７ページをごらんください。

第２条の規定は、平成２９年４月１日から児童福祉法が改正となることに伴い、条文の改正をするものでございます。内容的には、先ほどの第１条の規定が変更になるものではございません。

議案書に戻りまして、４２ページでございます。

附則についてでございますが、附則１号で、施行期日を公布の日から、ただし書きで、先ほどの第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行するというものでございます。

附則第２号以下では、介護休暇の指定期間についての経過措置等について規定をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。１４番、藤田議員。

○議員（１４番　藤田　光彦君）　直接、この条例には関係ないかもしれませんけど、今言われてる「プレミアムフライデー」ですね、この取り扱いは、今後どういうふうに、市として考えてあるかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　プレミアムフライデーの関係でございますが、現時点ではまだ具体的な対応策は持ち合わせておりません。

今後また、近隣の状況等もあろうかと思いますので、そちらの状況等を見させていただきながら判断していくことになろうかと思います。

○議長（櫛川　正男君）　１４番、藤田議員。

○議員（１４番　藤田　光彦君）　国が推奨してますから、市政挙げて推進して、やっぱり能率、効率を高めて、午後では云々というようなことも考えてもいいのではないかなと、常に先行してほしいと思いますから、ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　検討させていただきたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　それじゃあ、国の準則、条例の令に基づくもので、内容について

は異議はありません。

ただ、ちょっと、これ、条立ての改正になって、第１条の最初の第３条関係のところに、これ改正されてませんけど、この条例の第２条、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、１週間当たり４０時間を超えない範囲内において規則で定める。規則にそうなってます。

１週間当たり３８時間４５分、これをその条例見てますと、もう、ほとんど条例でこの１週間の勤務時間がもう明記されているんですけど、４０時間というのは、当然８時間勤務の時代のそのままに改正されるにきてるんかなという思いでありますが、１時間１５分の以内ですから、もう当然違反ではありませんが、ここまで扱うべきじゃなかったのかなというふうに思いますが。

何か、この４０時間以内という意味が、これは現存しているのかどうか、まずお伺いをさせていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　ただいまの４０時間の関係ですけれども、ちょっと手持ちの資料で確認とれませんので、ちょっと確認をさせていただいて後で、後ほど報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（櫛川　正男君）　７番、江藤議員。

○議員（７番　江藤　芳光君）　総務課長、後で報告ち言いますけど、これはもう採決されるんでしょうから、その後に聞いても仕方ありませんが。

これはちょっと私が気になって指摘しているだけであって、次の改正のときにきちっとして、そういうところを改めてください。でないと、こういう数字が残っちょることが、もう、これちょっとネットでずうっと調べてみたんですけど、それもほとんど条例に、１週間の３８時間４５分がもうほとんどです。

だから、これを残す意義があるなら、今、申し上げてください。後なら、採決の後でしょうから、以後は、そういうことであるならば、改めていただくことを、ここで確約いただければ結構です。

○議長（櫛川　正男君）　市長公室長。

○市長公室長（石井　好貴君）　また今後勉強させてもらいますが、大きくは、議員御承知かと思いますが、労働基準法で、就労時間が４０時間を超えない、とありますので、そこを持ってきておるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。ほかにありませんか。１番、岩淵議員。

○議員（１番　岩淵　和明君）　今回の上位法の改正ということであるんですけども、ちょっとお尋ねしたいのは、２つほどあります。

１つは、現状でうきは市の職員の有給休暇の取得率というの、どのくらいになってるのかとい

うことが１点。

それから、今回の改めて法を改正することによって休みやすくなる、あるいは、任命者がしなければならないことが、ある意味で明確になったと、いうことだろうと思うんですけども、これによって、どのように仕事しやすくなるのかというか、ちょっと、どのくらいの人が現状で、例えば介護とか子育てとか、ということで、この条例が変わることによって救われるというか、変な言い方ですけども、なるのかを、見通しがあるかどうかちょっと確認をしたいです。

その２点です。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　まず、有給休暇の消化の率の関係でございますが、詳しい数字がちょっと、手元、資料がございませんが、５０％はあったというふうに記憶をしております。

それから、今回のこの制度の見通しの関係ですけれども、その使う方がおられるかどうか、そこの部分、確かに制度的には広がりますので、使っていただきたいというふうに思っておりますが、見通し的にどれくらいかと言われると、ちょっと答えが出し切れない状態でございます。

○議長（櫛川　正男君）　１番、岩淵議員。

○議員（１番　岩淵　和明君）　改めて、そこは、今回の条例改正とはまた違った形で確認をしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、任命者のところできちんと管理していくということが、より一層大事なことだというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（櫛川　正男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３０号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３０号は可決することに決し

ました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２３．議案第３１号

○議長（櫛川　正男君）　日程第２３、議案第３１号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　議案第３１号についてでございます。

説明に移ります前に、訂正のおわびをさせていただきたいと思います。

議案の中身につきまして、文字の訂正が生じております。先ほどお配りいたしました差しかえ分と差しかえをお願いをするものでございます。大変申しわけございませんでした。

それで、訂正内容について説明をさせていただきます。

まず、議案書の４４ページの下から９行目でございます。「家事審判事件」を誤って「家庭審判事件」と記載をしておりました。「家事審判」が正しい文字でございます。

続きまして、４５ページの上から２行目、「介護時間」を誤って「育児時間」としておりましたものでございます。

関連をいたしますけれども、別紙の新旧対照表でございますが、２９ページ下から３行目、先ほどのように「家事審判」を誤って「家庭審判」としていたものでございます。

裏面３０ページの下から３行目、「当該介護」を誤って「当該育児」としておりましたものでございます。

大変申しわけございませんでした。以後、気をつけさせていただきます。

それでは、説明に移らさせていただきます。議案書４４ページから４５ページにかけまして、改正内容を記載をしております。

今回の条例改正は、先ほど承認いただきました議案第３０号の案件同様、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の制度改正に準じて本条例の一部改正を行うものでございます。

まず、議案書４４ページからの第１条の規定分につきましては、育児介護休業法の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を追加、その他所要の改正を行うものでございます。

改正内容の説明につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の２９ページをお開きください。左側が改正案でございます。

第２条の２は、育児休業法第２条第１項の条例で定めるものとして、特別養子縁組の監護期間

中の子及び養子縁組里親に委託されている子を追加規定するものでございます。

第２条の２は、項ずれによる第２条の３となるものでございます。

第３条の規定は、育児休業については、１人の子につき原則として１回とされていますが、一旦育児休業が終了した後であっても、条例で定める特別な事情がある場合は、再度の育児休業ができる旨を規定している条項ですが、先ほどの、第２条の２同様、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を追加規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表３０ページでございます。第７条第１項につきましては、準則に沿った文言の整理をしているものでございます。

第２項については、議案第３０号で規定した介護時間の創設に伴い、条項を追加するものでございます。

以上が、議案書４４ページから４５ページにかけての、改正条例案第１条に係る規定でございます。

続きまして、議案書４５ページからの改正案の第２条についてでございます。こちらも、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の３１ページをごらんください。第２条の規定は、議案第３０号と同様に、平成２９年４月１日からの児童福祉法が改正となることに伴います条例の改正でございます。内容的には、先ほど御説明いたしました第１条の規定が変更になってくるものではございません。

議案書に戻りまして、４５ページでございますが、附則についてでございますが、施行の日を公布の日から、ただし書きで、先ほどの第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行する、という内容のものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　ここでお知らせをします。副市長、企画財政課長、自動車学校長は、公務のため席を外しております。

総務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。４番、中野議員。

○議員（４番　中野　義信君）　今、説明がありましたが、国の法律に基づいて、いわゆる地方公務員法で一応こういうふうに改正がなるということで、それはそれでいいと思いますけれども、ただ、ちょっと私のほうがよくわからないのは、この育児休暇の場合の給料は、どういうふうになっておるのか。ちょっと一般的に言いますと、雇用保険の何％とか、そういったことがありますし、社会保険料が免除とか、そういったことがあります。

それから、勤務年数については、その期間はどうなるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　育児休業の部分のお尋ね、育児休業の部分的休業という制度がございますが、休んだ時間についての減額という対応をさせていただいております。部分休業についてでございます。

それと、あと、育児休業期間係るものにつきましては、給料カットになりますけれども、給料補填の、共済組合でしたか、ちょっと確認しますけれども、給料補填という制度がございますので、そちらのほうから補填をさせていただいているのが現状でございます。

○議長（櫛川　正男君）　４番、中野議員。

○議員（４番　中野　義信君）　職員組合か、そういった中から出てくるっちゅうことですね、その間については。

で、産休あたりもですね、これも、ほなら、組合からの補填とかちなるわけですかね。例えば、産休の場合には一応無給であって、市役所のほうからじゃなくして、そういった健康保険組合ちゅうか、何ちゅうかな、そういったところから補填がなされるということですかね。

○議長（櫛川　正男君）　総務課長。

○総務課長（楠原　康成君）　まず、育児休業に関してですけれども、共済組合より育児休業手当ということで１８０日までが１００分の６７、１８０日以降が１００分の５０というふうな規定の中で支給がされております。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３１号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３１号は可決することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２４．議案第３２号

○議長（櫛川　正男君）　日程第２４、議案第３２号うきは市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野　　弘君）　議案書の朗読については省略させていただきます。

議案書の４７ページをお開きください。

うきは市税条例等の一部を改正する条例として、以下に改正文がございます。

このたびの改正につきましては、昨年の１１月に地方税法等の一部を改正する法律が公布され施行されました。これによりまして、消費税率１０％への引き上げが、当初予定のことしの４月１日から、２年半延期されまして、平成３１年１０月１日に実施されることとなりました。このため、昨年の３月３１日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が改正されることになりましたので、これに伴いまして、うきは市税条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な改正は、１つ目が軽自動車税関連の改正、２つ目が法人住民税率の改正、３つ目が個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期間の改正でございます。

今回の改正の概要について、少し説明をさせていただきます。

まず、軽自動車税関連でございますが、消費税率の１０％への引き上げに合わせ、自動車取得税をことしの３月末に廃止し、それと入れかわりに４月から燃費性能に応じて軽自動車税に課税する環境性能割というものが導入される予定でございました。しかし、これを２年半先の平成３１年１０月に延期するものでございます。

なお、この導入時期の延期によりまして、現在あります軽自動車税のグリーン化特例制度につきましても、これまでどおり延長されております。

また、法人住民税の法人税割につきましても同じように消費税率の引き上げと合わせまして、税率を引き下げる予定でございましたが、これにつきましても平成３１年１０月に延期されました。

なお、今回の改正に合わせまして、うきは市の法人住民税の法人税割の税率を、これまでの標準税率から制限税率へ変更したいと考えております。

そのほかに、個人住民税の住宅ローン控除制度の適用期限もあわせて延長されております。

このような導入時期の変更によりまして、規定の整備と適用年度や施行期日などの変更が必要となりまして、今回の市税条例の改正となったものでございます。

なお、今回の改正の実施日は、多くが平成３１年１０月１日からの実施となっております。

今回の条例改正につきましては、議案書の４７ページから５３ページにかけて、第１条から第４条までと附則で改正しております。

議案書の４７ページから５１ページにかけての第１条では、軽自動車税については名称変更や新たな税金の規定、徴収の特例や税率の特例などを改正しております。また、法人住民税の法人税割の税率変更、個人住民税の住宅ローン控除制度の適用期限の延長などを改正しております。議案書の５１ページの下のほうの第２条から５２ページの第４条にかけましては、附則の規定の改正を行っております。５３ページの附則につきましては、施行期日や経過措置などを規定したところでございます。

今回の改正は、国から示されております準則の条例令に従いまして改正しておりますので、先ほどの江藤議員の御要望によりまして、新旧対照表の説明は省略させていただきます。

ただし、法人の市民税であります法人税割の税率につきましては、各地方自治体で制限税率の範囲内で独自に税率を決めることができることとなっておりますので、少し説明をさせていただきます。

新旧対照表の３３ページの下のほうをごらんください。第２章普通税、第１節市民税のところで、第３４条の４、法人税割の税率の条文がございます。ここは、法人住民税の法人税割の税率を示したところです。これも消費税率の１０％への引き上げ時点、つまり２年半先の平成３１年１０月から法人住民税の法人税割の税率を引き下げることとなっておりましたが、現在の９．７％を８．４％に変更するものでございます。

現在うきは市では標準税率を採用しておりますが、標準税率では今回の改正での引き下げ率は９．７％から６．０％への引き下げとなっております。しかし、うきは市では今回の改正で現在の標準税率の９．７％を、地方自治体が定めることができる上限であります、制限税率８．４％へ変更するよう条例改正をするものでございます。

標準税率から制限税率への変更理由としましては、うきは市独自の行政サービスの向上を図るためには市の財源不足を少しでも補うことが重要であると考えているからでございます。

県内では、ほとんどの市が制限税率を採用しております。また、近隣の町村でも制限税率に変更してきておりますので、今回、うきは市でも制限税率の８．４％への改正をしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。１番、岩淵議員。

○議員（１番　岩淵　和明君）　ちょっとお尋ねします。今回の改正の中で、法人税率の税率改正、

制限税率に変えるということですね。８．４％というふうにさっきおっしゃったんですけど、先行しているほかの多くの自治体が制限税率導入しているっていうところの税率のところで、比較っていうか、ちょっとほかのところがよくわかんないんで、教えてもらえればありがたいんですけど。例えば、久留米市とか、あるいは隣の朝倉市でもよろしいです。

○議長（櫛川　正男君）　税務課長。

○税務課長（宇野　　弘君）　福岡県内の２８市がありますが、その２８市のうち、うきは市と同じ標準税率を使っているところは、みやま市と嘉麻市とうきは市の３市だけでございます。あと、２５市はすべて制限税率を使っております。

それから、町村の状況を説明しますと、筑前町と東峰村、こちらは去年の１２月の議会において制限税率へ変更しております。（「パーセントですよ」と呼ぶ者あり）

パーセントは８．４％ということです。

それと、あと大刀洗町ですけど、うきは市と同じようにこの３月議会で制限税率８．４％へ変更の議案を出すということを聞いております。

以上です。

○議長（櫛川　正男君）　いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３２号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３２号は可決することに決しました。

日程第２５．議案第３３号

○議長（櫛川　正男君）　日程第２５、議案第３３号うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内　英敏君）　議案第３３号。議案の朗読は省略させていただきます。

５５ページをお開きいただきたいと思います。

うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第２研修室の項の次に次のように加えるということで、お手元の新旧対照表を見たほうがわかりやすいので、５０ページをお開きいただきたいと思います。

第２研修室の次に第３研修室を追加するものでございます。

追加する理由といたしまして、生涯学習センターを複合施設として建設する計画で進めているところでございますが、そのためにムラおこしセンターのほうを平成２９年度に解体する予定でございます。解体により、ムラおこしセンターにありました研修室とかホールとか和室、そういったのが減少いたします。利用者の方とか、市民大学の研修室としての貸し館業務に支障を来さないように、現在の生涯学習センターの２階にあります資料倉庫を改修して第３研修室として活用するために使用料を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３３号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３３号は可決することに決し

ました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２６．議案第３４号

○議長（櫛川　正男君）　日程第２６、議案第３４号うきは市ムラおこしセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内　英敏君）　議案第３４号。議案の朗読のほうは省略させていただきます。

５７ページをお開きください。

うきは市ムラおこしセンター条例を廃止する条例。

うきは市ムラおこしセンター条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成２９年７月１日から施行する。

理由につきましては、同じように平成２９年８月にですね、ムラおこしセンターを解体する計画でございますので、今回の議会で承認をいただくものでございます。

○議長（櫛川　正男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３４号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３４号は可決することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２７.予算特別委員会の設置について

○議長（櫛川　正男君）　日程第２７、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成２９年度うきは市一般会計予算の審査を行うため議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

予算特別委員会の委員長に１４番、藤田光彦議員、副委員長に７番、江藤芳光議員を指名し、決定いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２８．予算特別委員会への議案審査付託

○議長（櫛川　正男君）　日程第２８、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第７号平成２９年度うきは市一般会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川　正男君）　異議なしと認めます。したがって、議案第７号平成２９年度うきは市一般会計予算を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（櫛川　正男君）　以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あした３月４日から３月５日までは休会とし、３月６日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐　洋一君）　起立。礼。お疲れさまでした。

午後３時31分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――